

令和7年度

鴻巣市生涯スポーツ要覧



第43回パンジーマラソン

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

鴻巣市教育委員会スポーツ課

鴻巣市生涯スポーツ要覧 目次

1	令和7年度 鴻巣市スポーツ行政基本政策及び主要施策	
1)	基本政策及び施策事業	1
2)	スポーツ推進について	3
3)	令和6年度スポーツ課事業報告	5
4)	令和7年度スポーツ課事業計画	6
5)	鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付要綱	7
6)	鴻巣市スポーツボランティア制度運営要綱	10
7)	鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金交付要綱	12
2	鴻巣市スポーツ課機構図	
1)	機構図	15
2)	所在地・電話番号一覧	15
3)	スポーツ課事務分掌	16
3	スポーツ施設	
1)	スポーツ施設と指定管理者	16
2)	管理状況	16
3)	スポーツ施設の概要	20
4)	令和6年度スポーツ施設利用状況	22
5)	スポーツ施設連絡先	23
6)	公共施設案内・予約システム	24
7)	鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例	25
8)	鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例施行規則	28
9)	鴻巣市教育委員会が管理する公共施設に係る利用の手続きに関する規則	31
4	社会体育関係委員	
1)	鴻巣市スポーツ推進審議会委員名簿	32
2)	鴻巣市スポーツ推進委員名簿	32
3)	鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会組織図	33
4)	鴻巣市スポーツ推進審議会条例	34
5)	鴻巣市スポーツ推進委員に関する規則	38
6)	鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会規約	40
7)	鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会細則	43
5	社会体育関係団体	
1)	鴻巣市スポーツ協会	
(1)	令和7年度鴻巣市スポーツ協会役員	45
(2)	令和7年度鴻巣市スポーツ協会加盟団体別人数	46
(3)	鴻巣市スポーツ協会組織図	47
(4)	鴻巣市スポーツ協会規約	48
(5)	鴻巣市スポーツ協会表彰規程	51
(6)	鴻巣市スポーツ協会スポーツ大会出場奨励金交付要綱	53
(7)	鴻巣市スポーツ協会加盟団体規程	55
2)	鴻巣市スポーツ少年団	
(1)	令和7年度鴻巣市スポーツ少年団役員	57
(2)	令和7年度鴻巣市スポーツ少年団加盟団体別人数	58
(3)	鴻巣市スポーツ少年団組織図	59
(4)	鴻巣市スポーツ少年団規程	60
(5)	鴻巣市スポーツ少年団表彰規程	65

(6) 鴻巣市スポーツ少年団スポーツ大会出場奨励金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	67
3) 鴻巣市レクリエーション協会		
(1) 令和7年度鴻巣市レクリエーション協会役員	・ ・ ・ ・ ・	69
(2) 令和7年度鴻巣市レクリエーション協会加盟団体別人数	・ ・ ・ ・ ・	70
(3) 鴻巣市レクリエーション協会組織図	・ ・ ・ ・ ・	71
(4) 鴻巣市レクリエーション協会規約	・ ・ ・ ・ ・	72
(5) 鴻巣市レクリエーション協会表彰規程	・ ・ ・ ・ ・	75
4) 総合型地域スポーツクラブ		
(1) 総合型地域スポーツクラブとは	・ ・ ・ ・ ・	76
(2) 10のメリット	・ ・ ・ ・ ・	76
(3) 市内の団体	・ ・ ・ ・ ・	77
(4) 鴻巣市総合型地域スポーツクラブ設立時運営費補助金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	78
5) 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会		
(1) 令和7年度鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会役員	・ ・ ・ ・ ・	80
(2) 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会会則	・ ・ ・ ・ ・	81
(3) 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会事務局規程	・ ・ ・ ・ ・	84
～参考資料～		
社会教育関係団体と国・地方公共団体との関係	・ ・ ・ ・ ・	85

Ⅰ. 令和7年度 鴻巣市スポーツ行政基本政策及び主要施策

Ⅰ) 基本政策及び施策事業

政策及び施策

政策 未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり
施策 スポーツの振興
(多くの市民が自分にあったスポーツを見つけ、スポーツに親しむ)

令和7年度主要施策・予算の概要

市民が年齢や体力に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進める。

また、民間事業者との協働により、効果的かつ効率的にスポーツ施設を管理運営し、利用者数の増加及び利用者満足度の向上を図る。

主 な 事 業 名	予 算	予算合計 (単位:千円)
①生涯スポーツ推進事業	2,268	210,142
②市民スポーツ教室・大会開催事業	544	
③パンジーマラソン開催事業	3,160	
④スポーツ団体等補助事業	10,347	
⑤スポーツフェスティバル開催事業	5,320	
⑥公共施設予約システム事業	6,409	
⑦スポーツ施設管理運営事業	181,738	
⑧学校体育施設開放事業	356	
⑨総合型地域スポーツクラブ育成事業	0	

主な事業内容・目的等

(Ⅰ) 生涯スポーツ推進事業

- ・社会体育総務費庶務事業 ・スポーツ推進審議会運営事業
- ・スポーツ推進委員活動事業・スポーツ推進委員研修事業 ・大会出場補助事業

(2) スポーツ教室・大会開催事業

毎年、市民ニーズにあった教室や大会等を企画・運営している。市民に対する定期的なスポーツ活動の機会を提供する。

(3) パンジーマラソン開催事業

市民に対するスポーツ人口の増加及び機会を提供し、スポーツツーリズムを目的として開催している当該事業は、本年度で通算 44 回目となり、令和 8 年 3 月 7 日（土）の開催を予定している。競技内容はハーフマラソン、5 km、1.5 km、1 km の 4 部門 22 種目を実施予定。

(4) スポーツ団体等補助事業

- ・スポーツ協会補助
- ・スポーツ少年団補助
- ・レクリエーション協会補助
- ・障がい者スポーツ指導者連絡会補助

(5) スポーツフェスティバル開催事業

子どもから高齢者まで幅広い世代が、ニュースポーツやパラスポーツ等のレクリエーション要素を取り入れた様々なスポーツを楽しく体験できる機会を提供する。開催は、陸上競技場において 10 月 4 日（土）を予定している。

また、総合体育館では「健康まつり」が同日開催され、ラジオ体操や健康増進等のコーナーを設け、健康への意識高揚を図る。

(6) 公共施設予約システム事業

市内のスポーツ施設や公民館等の利用予約管理や料金精算業務を行う公共施設予約システムを適切に運用する。

(7) スポーツ施設管理運営事業

鴻巣地域体育施設、吹上地域体育施設、川里地域体育施設及び上谷総合公園内体育施設の指定管理業務ほか維持・運営業務。

(8) 学校体育施設開放事業

学校施設利用の調整、促進、維持・運営業務

(9) 総合型地域スポーツクラブ育成事業

総合型地域スポーツクラブの普及と育成及び活動の安定化を支援するとともに、地域のスポーツ活動を応援することを目的とする。2 クラブが設立されており、247 名の会員が活動している。

2) スポーツ推進について

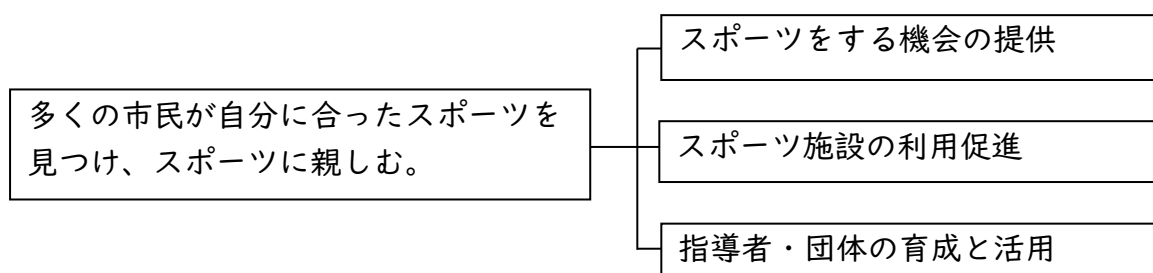
スポーツの振興

少子高齢化社会を迎え、市民の健康に対する関心は年々高まりを見せており、すべての市民が年齢や体力に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進める。

また、市民の立場に立ったスポーツ施設の利用促進を検討するとともに、「活力のあるまち」という市政の基本理念に立脚し、施設の整備と有効活用及びスポーツする機会の提供を図っていく必要がある。

このような背景の中で、本市は、「第 6 次鴻巣市総合振興計画」の施策名「スポーツの振興」のなかで各課題を掲げ、実現の手段を明記し実行する。

施策のねらい



施策をとりまく環境変化

1	健康志向の高まりが社会環境として取り上げられる中、本市の週1回以上スポーツをする市民の割合は基準値と比較し、増加傾向にある。
2	老朽化した施設が多くなっているため、計画的に改修・修繕を行い、市民が安全・安心にスポーツ活動を行えるよう環境を整備していく必要がある。

施 策

(1) スポーツをする機会の提供

各種スポーツ行事、主に子どもを対象としたスポーツ教室の開催をする。

また、各世代で参加できるニュースポーツ等を普及・拡充し、スポーツに親しむ機会を充実させ、より多くの市民が積極的に参加できるよう努める。

(2) スポーツ施設の利用促進

- ① スポーツ施設等の安全・安心な維持管理に努めるとともに、計画的に改修等を進める。
- ② 公共施設予約システムに、インターネット上から利用料金等の支払いができるオンライン決済機能を整備し、令和7年4月から運用を開始。スポーツ施設等のさらなる利便性向上を図る。
- ③ 学校体育施設を地域でスポーツ・文化活動を行う団体に対して開放する。また、学校教育に支障をきたすことがないよう適正な運用を図る。

(3) 指導者・団体の育成と活用

- ① ボランティア活動としての社会体育の指導者の発掘・登録及びスポーツ推進委員の活動条件を整えるとともに、資質の向上を図る。
- ② 各種スポーツ団体の自主事業の活性化を支援する。
- ③ スポーツ協会加盟団体、学校体育連盟加盟校の競技力向上を支援する。
- ④ スポーツ少年団加盟団体の指導、育成に努める。

課 題

(1) スポーツイベント等の充実に向けた社会体育関係団体の自主的運営を支援

- ① 鴻巣市スポーツ協会の法人化を視野に入れた自主的運営の実現
- ② 鴻巣市レクリエーション協会の自主的運営の実現
- ③ 鴻巣市スポーツ少年団の自主的運営の実現
- ④ 総合型地域スポーツクラブの新規設立に向けた支援及び既存団体の運営支援

(2) スポーツ施設の機能充実

- ① 施設維持管理の徹底
- ② 指定管理者との連携による利用者数及び利用満足度の向上

(3) パラスポーツ等スポーツの裾野を広げ、総合的なスポーツ行政の進展

- ① 関係機関との連携による障がい者スポーツの把握とその普及奨励
- ② 高齢化社会を見据えた「生きがいづくり」としてスポーツの推進
- ③ 地域スポーツ団体と中学校部活動との円滑な連携関係の構築

3) 令和6年度 スポーツ課事業報告

(市民大会)

	事業名	日程	会場	参加人数 (延べ)
1	市民野球大会	3/31～5/19	フラワースタジアム 他	800名
2	市長杯サッカー大会	5/12～2/24	陸上競技場 他	3,540名
3	市民バレーボール大会	7/7	総合体育館・コスモスアリーナ	240名
4	市民水泳大会	7/21	スウィン鴻巣	55名
5	市民陸上競技大会	8/24	陸上競技場	370名
6	市民ソフトテニス大会	8/25・10/6	上谷総合公園テニスコート	245名
7	市武道大会（剣道の部）	9/8	総合体育館	152名
8	市民ソフトボール大会	9/8～10/6	糠田運動場 他	1,000名
9	市武道大会（少林寺拳法の部）	9/15	総合体育館	中止
10	市民硬式テニス大会	9/15・9/22	上谷総合公園テニスコート	188名
11	市武道大会（空手道の部）	9/1	コスモスアリーナ	中止
12	市武道大会（弓道の部）	9/1・10/19	総合体育館	27名
13	市民バドミントン大会	10/6	総合体育館	132名
14	市民ゲートボール大会	11/19	赤見台近隣公園	15名
15	市武道大会（柔道の部）	11/10	コスモスアリーナ	94名
16	市民グラウンドゴルフ大会	11/16	上谷総合公園	114名
17	市民卓球大会	11/24	コスモスアリーナ	196名
18	市ゴルフ大会	11/15	鴻巣カントリークラブ	83名
19	市民スキー大会	2/23	鹿沢スノーエリア	76名
20	市民バスケットボール大会	2/23・3/2	総合体育館・コスモスアリーナ	280名

(教室・講習会)

	事業名	日程	時間	会場	参加人数(延べ)
1	高齢者レクリエーション スポーツ体験広場	随時（36回）	9:00～12:00	ふれあいセンター等	660名
2	出前講座	随時（18回）	随時	市内公民館・体育施設等	478名
3	障がい者スポーツ教室	6月～1月	13:30～14:30	総合体育館 コスモスアリーナふきあげ	237名
4	初級ゴルフ教室	6/12～7/24	18:30～20:00	鴻巣ジャンボゴルフセンター	140名
5	野球教室	1/11	10:00～15:30	上谷総合公園	80名
6	子どもラグビー体験教室	1/25	10:00～11:30	陸上競技場	20名
7	プロアスリート観戦ツアー	2/1	11:30～17:30	熊谷スポーツ文化公園ラグビー場	35名

(イベント)

	事業名	日程	時間	会場	参加人数(延べ)
1	スポーツフェスティバル	10/13	9:00～13:00	陸上競技場	5,866名
2	鴻巣パンジーマラソン	3/1	8:30～12:00	陸上競技場	3,941名

4) 令和7年度 スポーツ課事業計画

(市民大会)

	事業名	日程	会場	参加予定人数 (延べ)
1	市民野球大会	3/30～6/8	フラワースタジアム 他	850名
2	市長杯サッカー大会	5/11～2/23	陸上競技場 他	3,540名
3	市民バレーボール大会	8/17	総合体育館	250名
4	市民水泳大会	7/27	スウィン鴻巣	50名
5	市民陸上競技大会	8/23	陸上競技場	320名
6	市民ソフトテニス大会	8/24・11/16	上谷総合公園テニスコート	190名
7	市武道大会（空手道の部）	9/7	コスモスアリーナ	120名
8	市武道大会（弓道の部）	9/7	総合体育館	30名
9	市武道大会（剣道の部）	9/7	総合体育館	180名
10	市民ソフトボール大会	9/7～9/28	吹上荒川総合運動公園	1,000名
11	市武道大会（少林寺拳法の部）	9/7	総合体育館	20名
12	市民硬式テニス大会	9/21・9/28	上谷総合公園テニスコート	200名
13	市民バドミントン大会	10/5	総合体育館	130名
14	市民卓球大会	11/23	コスモスアリーナ	210名
15	市武道大会（柔道の部）	11/19	コスモスアリーナ	90名
16	市ゴルフ大会	12/4	鴻巣カントリークラブ	90名
17	市民グラウンドゴルフ大会	11/15	上谷総合運動公園 多目的広場	110名
18	市民バスケットボール大会	2/22・3/1	総合体育館	380名
19	市民スキー大会	2月下旬	鹿沢スノーエリア	70名
20	市民ゲートボール大会	10/11	滝馬室ゲートボール場	20名

(教室・講習会)

	事業名	日程	時間	会場	参加予定人数 (延べ)
1	高齢者レクリエーション スポーツ体験広場	随時	9:00～12:00	ふれあいセンター等	690名
2	出前講座	随時	随時	市内公民館・体育施設等	700名
3	障がい者スポーツ教室	6月～1月	13:30～14:30	総合体育館 コスモスアリーナふきあげ	200名
4	初級ゴルフ教室	6/11～7/23	18:30～20:00	鴻巣ジャンボゴルフセンター	140名
5	野球教室	1/10	10:00～15:30	上谷総合公園	110名
6	子どもラグビー体験教室	未定	10:00～11:30	陸上競技場	40名
7	プロアスリート観戦ツアー(ラグビー)	未定	未定	熊谷スポーツ文化公園ラグビー場	40名
8	プロアスリート観戦ツアー(バスケットボール)	未定	未定	未定	40名

(イベント)

	事業名	日程	時間	会場	参加予定人数 (延べ)
1	スポーツフェスティバル	10/4	9:00～13:00	陸上競技場 外	6,000名
2	鴻巣パンジーマラソン	3/7	8:30～12:00	陸上競技場	5,000名

5) 鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、競技スポーツの振興を図るため、関東大会以上の各種のスポーツ大会（以下「スポーツ大会」という。）に出場する個人及び団体に対し、予算の範囲内において、鴻巣市スポーツ大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる個人及び団体（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、スポーツ大会の出場登録をしているものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に在勤し、又は在学する個人（監督及びコーチを除く。）
- (3) 鴻巣市スポーツ協会に加盟する団体
- (4) 前号の団体に所属する個人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税等を滞納している個人
- (2) 同一年度内において、スポーツ大会への出場について他の補助金等の交付を受けた個人又は団体

(補助対象スポーツ大会)

第3条 補助金の交付対象となるスポーツ大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体が主催するもので、予選又はこれに相当する選考があるものでなければならない。

- (1) 国際オリンピック委員会
- (2) 国際パラリンピック委員会
- (3) 国際オリンピック委員会承認の国際競技連盟
- (4) 国際パラリンピック委員会に加盟し、又は承認を受けた団体
- (5) 国その他の行政機関

- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会
 - (7) 一般社団法人大学スポーツ協会
 - (8) 公益財団法人日本高等学校野球連盟
 - (9) 第6号から前号までに掲げる団体に加盟する団体
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた団体
- (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、団体としてスポーツ大会に出場する場合は、出場登録者数に1人当たりの交付額を乗じた額とし、1団体につき5人分を限度とする。

2 補助金の交付回数は、1年度につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鴻巣市スポーツ大会出場補助金申請者リスト（様式第2号）
- (2) 出場するスポーツ大会の予選の大会実施要領及び成績表（予選がない場合はこれに相当する選考結果）
- (3) 出場するスポーツ大会の大会実施要領
- (4) 出場するスポーツ大会の出場登録選手名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付請求書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金に係るスポーツ大会が終了したときは、速やかに出場したスポーツ大会の成績表、出場選手名簿及び鴻巣市スポーツ大会出場補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) スポーツ大会への出場ができなくなったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、鴻巣市スポーツ大会出場補助金返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	1人当たりの補助額
(1) オリンピック競技大会（第3条第1号に掲げる団体が主催するスポーツ大会をいう。）及びパラリンピック競技大会（同条第2号に掲げる団体が主催するスポーツ大会をいう。）	50,000円
(2) 世界大会（第3条第3号又は第4号に掲げる団体が主催する世界選手権大会又はこれに準ずるものをいう。）	30,000円
(3) 国際大会（第3条第3号又は第4号に掲げる団体が主催するスポーツ大会（前号に掲げるものを除く。）をいう。）	20,000円
(4) 全国大会	10,000円
(5) 関東大会	5,000円

6) 鴻巣市スポーツボランティア制度運営要綱

平成 31 年 3 月 18 日教委規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市又は鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催、後援等をするスポーツイベント等における運営ボランティア（以下「スポーツボランティア」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 スポーツボランティアとして登録できる者は、市内に居住し、通勤し、又は通学している年齢 18 歳以上の者で、スポーツに関心があるものとする。

(活動内容)

第 3 条 スポーツボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が主催、後援等するスポーツイベントの運営における補助

(2) その他教育委員会が必要と認めたスポーツイベントにおける補助
(登録の申請)

第 4 条 スポーツボランティアに登録を希望する者は、鴻巣市スポーツボランティア登録申込書（様式第 1 号）を教育委員会に提出するものとする。

(登録)

第 5 条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申込をした者にその旨を通知するものとする。

(変更及び取消し)

第 6 条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容を変更するときは鴻巣市スポーツボランティア登録内容変更届（様式第 2 号）を、登録を取り消すときは鴻巣市スポーツボランティア登録取消届（様式第 3 号）を教育委員会に提出するものとする。

(派遣の依頼)

第 7 条 市又は教育委員会が後援するスポーツイベント等の主催者が登録者の派遣を受けようとする場合は、書面により教育委員会へ派遣を依頼しなければならない。

(派遣の要請)

第 8 条 教育委員会は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する主催、スポーツイベントに登録者を派遣しようとするときは、登録者と連絡調整し、派遣を行うものとする。

(報酬等)

第9条 登録者の活動は、無償とする。ただし、スポーツイベントの主催者が用意した謝礼等については、受け取ることができる。

(保険)

第10条 スポーツイベントに従事する登録者の傷害保険等は、スポーツイベントの主催者が負担しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の鴻巣市スポーツボランティア設置要項（平成27年鴻巣市告示第92号）第5条の規定によるスポーツボランティアとして登録を受けている者及び附則第2項の規定により登録者とみなされている者は、この告示に基づきスポーツボランティアとして登録されたものとみなす。

7) 鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金交付要綱

令和2年5月8日告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の生涯スポーツにおける健康・体力づくり並びにスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図る団体に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和54年鴻巣市規則第4号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる活動を行っている市内の団体であって、市長が認めたものとする。

- (1) 年齢及び体力に応じた健康・体力づくりの推進活動
- (2) 地域スポーツの推進活動
- (3) スポーツ及びレクリエーションに係る普及活動及び青少年健全育成活動
- (4) その他市長が特に必要と認める活動

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の活動に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則若しくは規約又はこれに相当するもの
- (4) 役員名簿
- (5) 会員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業の目的及び内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、同条又は次条第2項に規定する通知を受けた場合は、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（申請事項の変更）

第8条 交付決定者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象の事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計が確定したときは、速やかに、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定の取消しを命じた場合において当該交付決定者に既に補助金が交付されているとき、又は補

助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部について期限を定め、鴻巣市スポーツ振興関係団体補助金返還命令書（様式第8号）によりその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第13条 交付決定者は、補助対象経費を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

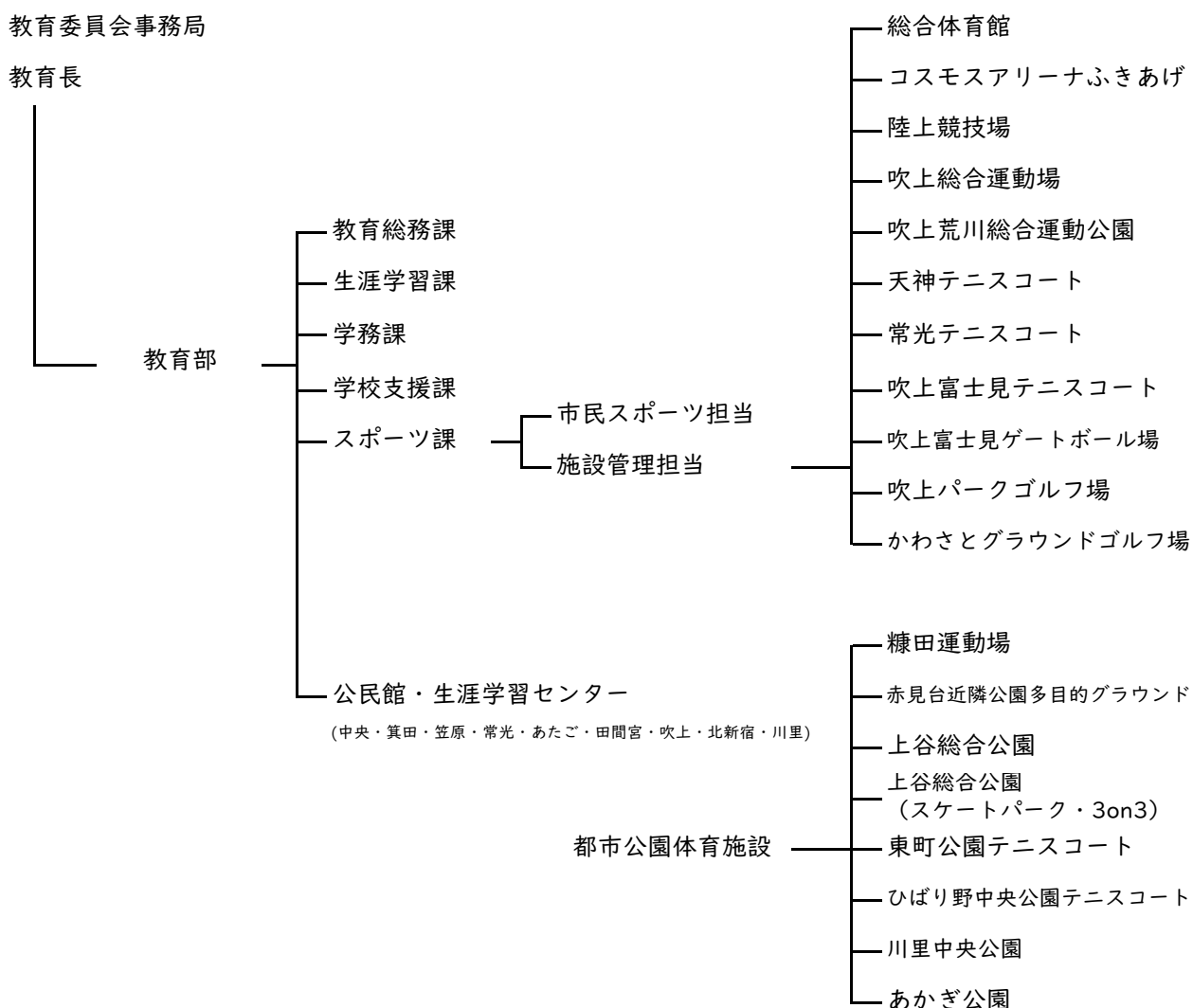
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 鴻巣市スポーツ課機構図

令和7年4月現在

1) 機構図



2) 所在地・電話番号一覧

○鴻巣市教育部スポーツ課			
＜所在地＞〒365-8601	鴻巣市中央1-1	TEL	048(543)6660
		FAX	048(541)6411
○鴻巣市立総合体育館			
＜所在地＞〒365-0028	鴻巣市鴻巣864-1	TEL	048(543)0101
		FAX	048(543)0103
○コスモスアリーナふきあげ			
＜所在地＞〒369-0135	鴻巣市明用636-1	TEL	048(548)3112
		FAX	048(548)3114
○鴻巣市立陸上競技場			
＜所在地＞〒365-0028	鴻巣市鴻巣634-2	TEL	048(541)7700
		FAX	048(541)8077
○上谷総合公園野球場			
＜所在地＞〒365-0027	鴻巣市上谷707	TEL	048(541)8290
		FAX	048(541)8291
○川里農業研修センター			
＜所在地＞〒365-0004	鴻巣市関新田1800	TEL	048(569)1763
		FAX	048(569)1763

3) スポーツ課事務分掌

(1) 市民スポーツ担当

- ① 社会体育に関する企画及び調整に関すること。
- ② スポーツ推進審議会に関すること。
- ③ 社会体育及びレクリエーションの指導及び奨励並びに行事に関すること。
- ④ 社会体育関係諸団体の育成指導に関すること。
- ⑤ スポーツ推進委員に関すること。
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブに関すること。
- ⑦ 課の庶務に関すること。

(2) 施設管理担当

- ① 社会体育施設及び設備の管理運営に関すること。
- ② 学校設備の開放及び学校開放施設設備に関すること。

3. スポーツ施設

1) スポーツ施設と指定管理者

平成15年の6月の地方自治法の一部改正により、住民サービスの向上や運営の効率化を図る観点から指定管理者制度が導入されたことを受け、本市のスポーツ施設においても導入されました。

鴻巣市体育施設条例、鴻巣市都市公園条例に基づき、管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うために指定管理者制度を導入しています。

2) 管理状況

I. 鴻巣地域体育施設

● 令和7年4月現在の指定管理者（令和6年度から令和10年度）

（所在地） 兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目2番4号 大和神戸ビル

（名称） アシックス・アイルグループ

（代表団体） アシックススポーツファシリティーズ株式会社

※管理経過

- ・平成１８年度から３年間 施設管理公社委託
- ・平成２１年度から 指定管理者制度導入
(シンコースポーツ(株)・(株)サンワックス共同事業体)
- ・平成２１年度から平成２５年度
(シンコースポーツ(株)・(株)サンワックス共同事業体)
- ・平成２６年度から平成３０年度
(シンコースポーツ(株)・(株)サンワックス共同事業体)
- ・平成３０年度より、市立第２体育館（平成３０年３月３１日閉館）及び
鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設（愛里巣）を管理施設から削除
- ・令和元年度から令和５年度 (鴻巣ヘルスプロモーションＪＶ)
- ・令和６年度から令和１０年度 (アシックス・アイルグループ)

(管理施設)

- ・市立総合体育館・市立陸上競技場
- ・天神テニスコート・常光テニスコート・東町公園テニスコート
- ・ひばり野中央公園テニスコート・赤見台近隣公園多目的グラウンド
- ・糠田運動場（多目的グラウンド、サッカー場）

Ⅱ．上谷総合公園体育施設（指定管理施設）

●令和７年４月現在の指定管理者（令和６年度から令和１０年度）

（所在地） 埼玉県深谷市櫛引３７番地１３

（名称） 鴻巣市スポーツ振興グループ

（代表団体） ＮＰＯ法人地域環境緑創造交流協会

※管理経過

- ・平成１８年度から２年間 都市計画課直営管理
- ・平成２０年度から３年間 指定管理者制度導入（(株)島村工業）
- ・平成２３年度から３年間 (株)島村工業）
- ・平成２６年度から平成３０年度 (株)島村工業）
- ・令和元年度から令和５年度 (鴻巣市スポーツ振興グループ)

- ・令和６年度から令和１０年度（鴻巣市スポーツ振興グループ）

（管理施設）

- ・野球場（フラワースタジアム）・多目的グラウンド
- ・東側管理棟・テニスコート・サッカー場
- ・スケートパーク・３on３コート

※スケートパークについては開場当初の４年間は別の指定管理者が管理

- ・平成２７年度から平成３０年度

（シンコースポーツ(株)・(株)サンワックス共同事業体）

Ⅲ．吹上地域体育施設

- 令和７年４月現在の指定管理者（令和６年度から令和１０年度）

（所在地） 東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番１号

（名称） シンコースポーツ株式会社

（代表者） 代表取締役 石崎 健太

※管理経過

- ・平成１８年度から２年間 スポーツ課直営管理
- ・平成２０年度から３年間 指定管理者制度導入

（シンコースポーツ(株)・(株)サンワックス共同事業体）

- ・平成２３年度から平成２５年度
- ・平成２６年度から平成３０年度

（シンコースポーツ(株)・(株)サンワックス共同事業体）

- ・令和元年度から令和５年度（鴻巣ヘルスプロモーションＪＶ）
- ・令和６年度から令和１０年度（シンコースポーツ株式会社）

（管理施設）

- ・コスモスアリーナふきあげ
- ・吹上総合運動場・吹上荒川総合運動公園・吹上富士見テニスコート
- ・吹上富士見ゲートボール場・吹上パークゴルフ場

Ⅳ．川里地域体育施設

●令和 7 年 4 月現在の指定管理者（令和 6 年度から令和 1 0 年度）

（所在地） 埼玉県鴻巣市関新田 1 8 0 0 番地

（名 称） 公益社団法人 鴻巣市シルバー人材センター

（代表者） 理事長 小沢 信吉

※管理経過

- ・平成 1 8 年度から 3 年間 都市計画課直営管理
- ・平成 2 1 年度から 5 年間 指定管理者制度導入（シルバー人材センター）
- ・平成 2 6 年度から平成 3 0 年度 （シルバー人材センター）
- ・令和元年度から令和 5 年度 （シルバー人材センター）
- ・令和 6 年度から令和 1 0 年度（シルバー人材センター）

（管理施設）

- ・川里中央公園（多目的グラウンド・野球場・テニスコート）
- ・あかぎ公園（多目的グラウンド・テニスコート）
- ・かわさとグラウンドゴルフ場

3) スポーツ施設の概要

施 設 名		所 在 地	概 要	窓 口	開 場 年 月
総 合 体 育 館		鴻巣864-1	鉄筋コンクリート造3階建 床面積6,669.612㎡・敷地面積16,110.2㎡ 観客席540席・駐車場272台 ランニングコース(1周約200m) アリーナ面積1,850㎡ (バスケット2面・バレー3面・バドミントン10面) 武道場・弓道場(5人立ち)・卓球場(6台) トレーニングルーム・空調設備有	総合体育館	昭和57年5月 平成26年度 耐震補強工事 令和5年2月 冷暖房設置
コ ス モ ス ア リーナ ふ き あ げ		明用636-1	鉄筋コンクリート2階建・床面積6,228.52㎡敷地面積60,546.89㎡・観客席208席 ジョギングコース(1周165m)・駐車場700台 メインアリーナ1,499㎡ (バスケット2面・バレー2面・バドミントン8面) サブアリーナ487㎡ (バスケット1面・バレー1面・バドミントン3面) 柔道場218㎡・剣道場226㎡ 弓道場137㎡(4人立ち)・卓球室(4台) トレーニング室151㎡・和室126㎡・和室226㎡ 講習室55㎡・栄養実習室54㎡・音楽室56㎡	コスモスアリーナ ふきあげ	平成15年2月
陸 上 競 技 場		鴻巣634-2	鉄筋コンクリート1階建・延床面積938㎡ 敷地面積46,131.39㎡ トラック1周400m(8コース) 観客席672席・芝スタンド4,500人 車いす観覧スペース7台分 天然芝フィールド・夜間照明有 サブグラウンド、ジョギングコース700m 駐車場293台	陸上競技場	平成5年5月
グラ ウ ン ド	吹 上 総 合 運 動 場	明用636-1	グラウンド面積22,683㎡ ソフトボール場(2面) ソフトボール場管理棟1,085.9㎡ 観客席710席・ナイター照明4基 芝スタンド1,263㎡・観客席3,500人 軟式野球場(1面) 軟式野球場管理棟508.83㎡・観客席150人 駐車場156台(大型10台)	コスモスアリーナ ふきあげ	平成15年5月
	吹 上 荒 川 総 合 運 動 公 園	大芦地内 (河川敷)	ソフトボール場33,044㎡ (ソフトボール場3面 ※サッカー1面兼用) 多目的グラウンド16,520㎡ (軟式野球1面・ソフトボール1面) 駐車場台数220台		昭和55年4月
			サッカー場14,476㎡(天然芝サッカー場1面)		平成16年3月
	上 谷 総 合 公 園	上 谷 707	多目的グラウンド12,000㎡ (軟式野球場1面・ソフトボール2面・ 少年サッカー2面)、夜間照明有	フワフワスタジアム	昭和53年4月
			野球場管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,409.55㎡ 1塁、3塁芝スタンド550㎡ メインスタンド309席・障がい者用席14席 1・3塁側498席・障がい者用20席 総計841席 1・3塁芝スタンド約600人 野球場(フワフワスタジアム) グラウンド面積13,647㎡(両翼98m・中堅122m) 内野フェンス・外野天然芝、 夜間照明(6基・高さ38m) バックスクリーン・スコアボード バックスクリーン幅20.5m・高さ8.5m 駐車場455台(障がい者28台・大型バス4台)		平成16年8月
			人工芝サッカー場10,164㎡：168×105m (大人サッカー1面・少年サッカー2面・ フットサル4面)、夜間照明有		平成19年6月 平成31年2月 全面芝張替
			スケートパーク1,317.4㎡ 3on3 596.6㎡	スケート パーク	平成27年5月

施 設 名		所 在 地	概 要	窓 口	開 場 年 月
グラウンド	赤見台近隣公園	赤見台3-37地内	多目的グラウンド [※] 5,700㎡ (軟式野球1面・ソフトボール1面) 夜間照明有・駐車場20台	総合体育館	昭和56年10月
	糠田運動場	糠田1073-1 (河川敷)	多目的グラウンド31,200㎡ (ソフトボール3面) サッカーグラウンド7,490㎡ (サッカー1面・少年サッカー2面) 駐車場217台		昭和55年5月 令和4年5月 スーパー堤防拡張 による全面改修
	川里中央公園	屈巢・関新田地内	多目的グラウンド (ソフトボール2面・少年サッカー2面) 野球場(軟式)1面(両翼89.5m中堅104m)	川里農業 研修センター	昭和51年9月
	あかぎ公園	赤城台地内	多目的グラウンド(ソフトボール1面)		平成元年12月
テニスコート	上谷総合公園	上谷707	硬・軟式10面(砂入り人工芝) 4面夜間照明有	クラブスタジアム	平成19～20年
	天神	天神2丁目地内	敷地面積4,917.63㎡(一部私有地借地) 軟式4面(クレイ) 駐車場21台	総合体育館	昭和51年8月
	常光	下谷196-1	敷地面積2,002.8㎡ 硬・軟式2面(クレイ) 駐車場10台		平成13年4月
	東町公園	東1-6地内	敷地面積1,400㎡ 硬式2面(クレイ)		昭和43年
	ひばり野 中央公園	ひばり野1-12	敷地面積800㎡ 硬式1面(ハード) 駐車場6台		昭和63年3月
	吹上富士見	吹上富士見4-16地内	敷地面積3,682㎡(私有地借地) 硬・軟式3面(クレイ)	コスモアリーナ ふきあげ	昭和57年4月
	川里中央公園	関新田1800付近	硬・軟式3面(ハード)	川里農業 研修センター	昭和51年9月
	あかぎ公園	赤城177-1付近	硬・軟式2面(砂入り人工芝) 夜間照明有		平成元年12月
吹上富士見 ゲートボール場		吹上富士見2-3地内	敷地面積1,701㎡(私有地借地) コート3面	コスモアリーナ ふきあげ	昭和60年3月
吹上パークゴルフ場		大芦地内 (河川敷)	敷地面積58,619㎡ 日本パークゴルフ協会公認コース ・コスモコース：18ホール・パ-66(932.3m) ・ホビ-コース：18ホール・パ-66(991.0m) 駐車場231台	パークゴルフ場 管理事務所	平成14年11月 平成25年4月 18ホール増設
かわさと グラウンドゴルフ場		関新田1277-2付近	16ホール	川里農業 研修センター	平成8年 平成23年11月 4ホール増設

4) 令和6年度スポーツ施設利用状況

No.	施設名		利用回数	利用人数(延べ)	前年比	
1	総合体育館		6,700	122,626	16,992	
2	コスモスアリーナふきあげ		11,356	108,609	10,946	
3	陸上競技場		3,824	62,369	-643	
4	吹上総合運動場	軟式野球場	39	2,007	104	
		ソフトボール場	150	7,165	-139	
5	吹上荒川総合運動公園	多目的グラウンド	118	2,575	-79	
		ソフトボール場	124	4,554	154	
		サッカー場	29	2,245	-810	
6	上谷総合公園	多目的グラウンド	373	8,858	-1,233	
		野球場	326	12,672	-126	
		サッカー場	1,230	40,836	2,303	
		テニスコート	6,050	38,690	-2,995	
		スケートパーク	—	3,608	-21	
		3 on 3	—	3,172	-507	
7	赤見台近隣公園	多目的グラウンド	475	6,047	434	
8	糠田運動場	多目的グラウンド	145	24,040	3,197	
		サッカー場	106	3,154	-6,767	
9	天神テニスコート		766	12,181	-1,558	
10	常光テニスコート		182	1,157	342	
11	東町公園テニスコート		260	1,613	-79	
12	ひばり野中央公園テニスコート		346	1,882	-518	
13	吹上富士見テニスコート		622	3,401	-248	
14	吹上富士見ゲートボール場		135	1,370	-169	
15	吹上パークゴルフ場		9,197	43,735	-1,134	
16	かわさとグラウンドゴルフ場		1,609	5,299	-625	
17	川里中央公園		多目的グラウンド	165	14,962	1,837
			野球場	88	1,990	-1,371
			テニスコート	581	2,763	-580
18	あかぎ公園		多目的グラウンド	73	1,059	143
			テニスコート	1,821	7,748	172
19	学校開放	小学校	体育館	5,542	93,884	7,998
20			校庭	1,336	30,396	-3,198
21		中学校	体育館	1,457	29,186	680
22			校庭	39	865	-638
23			武道場	74	999	667

5) スポーツ施設連絡先

施 設 名	連 絡 先
◇総合体育館（有料） ◇赤見台近隣公園（有料） （多目的グラウンド） ◇糠田運動場（有料） （多目的グラウンド・サッカー場） ◇テニスコート（有料） （天神・常光・東町公園・ひばり野中央公園）	総合体育館 (543) 0101
◇陸上競技場（有料）	(541) 7700
◇コスモスアリーナふきあげ（有料） ◇吹上総合運動場（有料） （軟式野球場・ソフトボール場） ◇吹上荒川総合運動公園（有料） （多目的グラウンド・ソフトボール場・サッカー場） ◇吹上富士見テニスコート（有料） ◇吹上富士見ゲートボール場（無料）	コスモスアリーナ ふきあげ (548) 3112
◇吹上パークゴルフ場（有料）	パークゴルフ場 管理事務所 090 (5798) 6678
◇上谷総合公園（有料）	上谷総合公園
（スケートパーク）	事務所 070 (1542) 1876
（多目的グラウンド・野球場）	野球場 (541) 8290
（サッカー場・テニスコート）	東側管理棟 (501) 8212
◇川里中央公園（有料） （多目的グラウンド・野球場・テニスコート） ◇あかぎ公園（有料） （多目的グラウンド・テニスコート） ◇かわさとグラウンドゴルフ場（有料）	川里農業研修センター (569) 1763

6) 公共施設予約システム

スマートフォンやパソコンから、公共施設の空き状況確認や利用予約ができます。
ご利用には、利用者登録が必要です。

【抽選申込】

複数の利用者が施設利用を希望する場合、抽選により利用者を決定します。

施設を利用する月から2か月前の1日～7日の間に抽選申込を行ってください。抽選申込できるのは市内在住・在勤・在学の方です。

例) 6月利用分の抽選申込の受付期間は、4月1日～4月7日となります。

【当選後の手続き】

当選結果は、8日に確認することができます。(当選結果メール希望者には、8日8時30分以降にメールを送信します)

当選後、14日以内にオンライン決済(クレジットカード・PayPay)もしくは利用する施設の受付窓口にて利用料金支払いを行うことで予約が確定します。(期限内に利用料金の支払いをしない場合、予約は自動的に取り消されます。)

【一般予約申込】

利用する月の2か月前の8日から一般予約申込ができます。

予約申込後14日以内にオンライン決済(クレジットカード・PayPay)もしくは利用する施設の受付窓口にて利用料金支払いを行うことで予約が確定します。(期限内に利用料金の支払いをしない場合、予約は自動的に取り消されます。)利用日の15日前以降に予約した場合は、利用日の7日前までにお支払いをする必要があります。

また、利用日の6日前から前日までの間に予約した場合は、予約した当日中にお支払いください。

なお、利用日当日の予約(申請)は、施設受付窓口での申請のみとなります。

【インターネットを利用できない方へ】

利用施設の窓口で空き状況を確認後、抽選申込や予約を行うことができます。手続きをする際は、施設に備付けの用紙に利用日等を記入し、申請してください。職員が申請者に代わってシステムに登録を行います。その際は、窓口にて利用者登録を行う必要があります。(初回のみ)

◎システムから空き状況確認・利用予約ができる施設

施 設 名	施設受付窓口
◇総合体育館 ◇赤見台近隣公園多目的グラウンド ◇糠田運動場(多目的グラウンド・サッカー場) ◇天神テニスコート ◇常光テニスコート ◇東町公園テニスコート ◇ひばり野中央公園テニスコート	総合体育館 543-0101
◇コスモスアリーナふきあげ ◇吹上総合運動場(軟式野球場・ソフトボール場) ◇吹上荒川総合運動公園 (多目的グラウンド・ソフトボール場) ◇吹上富士見テニスコート	コスモスアリーナふきあげ 548-3112
◇上谷総合公園 (多目的グラウンド・野球場・サッカー場・テニスコート)	上谷総合公園野球場 541-8290
◇川里中央公園 (多目的グラウンド・野球場・テニスコート) ◇あかぎ公園 (テニスコート)	川里農業研修センター 569-1763

◎アクセス方法と利用の手引き

市ホームページのトップページ「公共施設案内・予約システム」からアクセスが可能です。

システムの詳しい操作方法は、市ホームページをご覧ください。施設へお問い合わせください。

7) 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例

平成19年6月29日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、市民のスポーツ及びレクリエーション並びに生涯学習の場の確保を図るため、鴻巣市立小・中学校体育施設(以下「体育施設」という。)を市民の利用に供することにより、スポーツの振興及び生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「体育施設」とは、体育館、武道場及び校庭をいう。

(利用の範囲)

第3条 体育施設の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用することができる者は、市内在住者又は市内在勤者とする。

(利用の許可)

第4条 体育施設の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ鴻巣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、学校長の意見を聴いて学校の行事に支障のない場合に限り、これを許可することができる。

3 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない

(利用の許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、体育施設の管理上特に支障があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の条件に違反したとき。

(2) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、体育施設の施設等を利用することができないとき。

(原状回復)

第11条 利用者は、体育施設の施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。第7条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に体育施設の施設若しくは設備を損傷し、又は体育施設の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の鴻巣市立小・中学校体育館使用条例(以下「旧条例」という。)の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、新条例の相当規定により教育委員会がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対してなされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表(第8条関係)

区分		1時間当たりの使用料
体育館	全面	300円
	片面	150円
	会議室	100円
武道場	全面	300円
	片面	150円
校庭	全面	200円

備考

- 1 体育館の片面は、バレーボールのコート1面を、武道場の片面は柔道場又は剣道場の1面を基準とする。
- 2 屈巢小学校、共和小学校及び広田小学校の体育館の使用料は、この表の使用料にかかわらず、1時間当たり150円とする。
- 3 体育館の会議室は、教育委員会が認める施設とする。
- 4 利用時間が1時間以内であるとき、又はその時間に端数が生じたときは、1時間とする。

8) 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例施行規則

平成19年8月14日

教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例（平成19年鴻巣市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 体育施設を利用できる時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(施設等の管理責任)

第3条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の管理上の責任は、鴻巣市小・中学校管理規則（平成17年鴻巣市教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。）第27条の規定にかかわらず、第8条の許可に係る利用時間においては、教育委員会とする。

(管理指導員)

第4条 体育施設の施設等を利用することができる小・中学校に管理指導員（以下「指導員」という。）を置くものとする。

2 指導員は、教育委員会が任命する。

3 指導員は、教育委員会の命を受け、体育施設の管理保全及び利用の許可を受けた者の指導に当たるものとする。

(利用許可に関する事務)

第5条 体育施設の施設等の利用の許可に関する事務は、管理規則第31条の規定にかかわらず、教育委員会が行うことができる。

(利用の登録)

第6条 条例第4条第1項の規定により体育施設の施設等の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ鴻巣市立小・中学校体育施設利用団体登録申請書（様式第1号）に鴻巣市立小・中学校体育施設利用登録者名簿（様式第2号）を添付の上、教育委員会に提出して登録を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の申請）

第7条 前条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）が体育施設の施設等の利用の許可を受けようとするときは、鴻巣市立小・中学校体育施設利用計画表(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条ただし書の規定により体育施設の施設等の利用の許可を受けようとする者は、鴻巣市立小・中学校体育施設利用（変更）許可申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用の許可）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合において、体育施設の施設等の利用を許可したときは、鴻巣市立小・中学校体育施設利用（変更）許可書（様式第5号）を交付するものとする。

（利用の変更）

第9条 前条の規定により体育施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、鴻巣市立小・中学校体育施設利用（変更）許可申請書に鴻巣市立小・中学校体育施設利用（変更）許可書を添えて、速やかに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、利用の変更を許可したときは、鴻巣市立小・中学校体育施設利用（変更）許可書を前項の申請を行った者に交付するものとする。

（使用料の減免）

第10条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。

（1）市又は他の行政機関が利用するとき 免除

（2）その他教育委員会が公益上必要があると認めるとき 減額又は免除

2 前項第2号による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、鴻巣市立小・中学校体育施設使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付をする割合は、次のとおりとする。

（1）体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき
100分の100

（2）利用者の責めに帰することができない理由により、体育施設の施設等を利用することができないとき 100分の100又は100分の50

（利用の報告）

第12条 体育施設の施設等を利用した登録者は、当該施設等を利用した2月ごとに鴻巣市

立小・中学校体育施設利用報告書（有料団体用）（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第10条の規定により使用料が免除となった対象者は、当該施設等を利用した6月ごとに鴻巣市立小・中学校体育施設利用報告書（無料団体用）（様式第7号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 第6条ただし書の規定により同条の規定による登録を受けていない者であって、体育施設の施設等を利用したものは、当該施設等を利用した後速やかに鴻巣市立小・中学校体育施設利用報告書（有料団体用）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第10条の規定により使用料が免除となった者は、当該施設等を利用した後速やかに鴻巣市立小・中学校体育施設利用報告書（無料団体用）を教育委員会に提出しなければならない。

（遵守事項及び指示）

第13条 教育委員会は、体育施設の利用者の遵守事項を定め、体育施設の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（損傷等の届出）

第14条 利用者は、体育施設の施設若しくは設備を損傷し、又は体育施設の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示に従わなければならない。

（運営協議会）

第15条 教育委員会は、体育施設の利用を適切かつ円滑に実施するために、体育施設の利用を実施する学校ごとに運営協議会を置く。

- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

9) 鴻巣市教育委員会が管理する公共施設に係る利用の手続等に関する規則

令和7年3月10日

教委規則第5号

(利用の手続等)

第1条 鴻巣市教育委員会が管理する次に掲げる公共施設の利用の手続等については、鴻巣市公共施設の利用の手続等に関する規則（令和7年鴻巣市規則第9号）の例による。

(1) 鴻巣市体育施設条例（平成17年鴻巣市条例第101号）第2条に規定する施設（鴻巣市立陸上競技場、鴻巣市吹上富士見ゲートボール場、鴻巣市吹上パークゴルフ場及び鴻巣市かわさとグラウンドゴルフ場を除く。）

(2) 鴻巣市公民館設置及び管理条例（昭和37年鴻巣市条例第6号）別表第1に掲げる施設

(利用の登録等の特例)

第2条 鴻巣市公共施設の利用の手続等に関する規則の規定による予約システムの利用登録の申請、決定、更新、変更、廃止及び取消し（この条において「登録等」という。）は、それぞれこの規則により登録等がされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 鴻巣市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年鴻巣市教育委員会規則第6号）及び鴻巣市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年鴻巣市教育委員会規則第7号）による改正前の鴻巣市体育施設条例施行規則（平成31年鴻巣市教育委員会規則第15号）及び鴻巣市公民館設置及び管理条例施行規則（平成17年鴻巣市教育委員会規則第14号）の規定によりなされた鴻巣市体育施設の施設及び附属設備並びに公民館の施設及び附属設備の利用者の登録、利用の申請及び許可その他の利用の手続については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4. 社会体育関係委員

1) 鴻巣市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

令和7年5月1日現在

	氏 名	性 別	任 命
①	古 澤 近	男	令和5年6月6日
②	舩 田 周 平	男	令和6年6月1日
3	穂 山 孝 幸	男	令和4年6月1日
4	波 田 野 富 信	男	平成26年4月1日
5	海 老 名 寛	男	平成26年4月1日
6	森 田 博 子	女	令和4年6月14日
7	直 井 利 充	男	平成26年4月1日
8	清 水 将 之	男	平成26年4月1日
9	知 野 龍 三	男	令和2年6月1日
10	高 橋 洋 明	男	令和4年6月1日
11	大 森 由 恵	女	令和6年6月1日
12	涌 井 敏 史	男	令和6年6月1日

◎=会長 ○=副会長

2) 鴻巣市スポーツ推進委員名簿

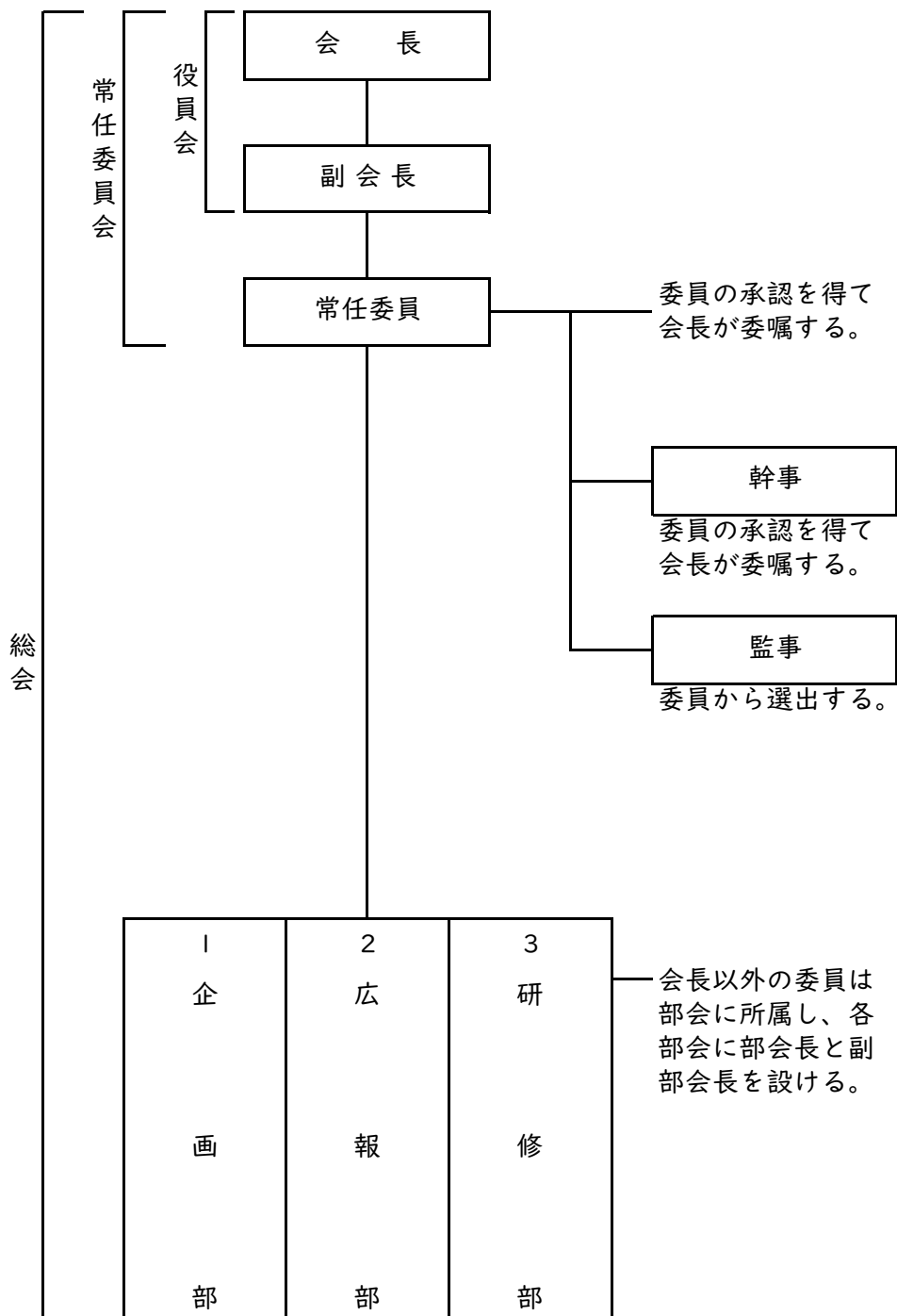
任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

令和7年4月10日現在

	氏 名	性 別	任 命
①	海老名 千恵子	女	平成17年4月1日
②	松 本 奈 津 子	女	平成19年4月1日
3	神 谷 秀 昭	男	平成23年4月1日
④	萩 原 三 枝 子	女	平成23年4月1日
5	橘 永 江	女	平成23年4月1日
6	梶 山 紀 光	男	平成25年4月1日
⑦	古 澤 近	男	平成29年1月1日
8	仁 科 広 子	女	平成29年4月1日
9	山 形 玲 子	女	平成29年4月1日
10	寺 島 隆	男	平成31年4月1日
11	齋 藤 幸 嗣	男	平成31年4月1日
12	田 村 啓	男	令和元年9月18日
13	知 野 龍 三	男	令和3年6月8日
14	鈴 木 豪 大	男	令和4年9月12日
15	中 村 照 江	女	令和5年8月8日
16	岡 崎 早 代	女	令和7年4月1日
17	山 本 眞 理 子	女	令和7年4月10日
18			
19			
20			
21			
22			

◎=会長 ○=副会長

3) 鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会組織図



4) 鴻巣市スポーツ推進審議会条例

昭和60年 3 月29日

条例第10号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、鴻巣市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の支援に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委任の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会が特に必要があると認めるときは、会長は、適当と認める者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第102号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鴻巣市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により任命されている鴻巣市スポーツ振興審議会の委員は、この条例の施行の日、改正後の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下「新

条例」という。)第3条第2項の規定により鴻巣市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により任命された鴻巣市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年鴻巣市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年12月25日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鴻巣市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の鴻巣市スポーツ推進審議会条例(以下この項において「旧条例」という。)第3条の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、同項の規定による改正後の鴻巣市スポーツ推進審議会条例(以下この項において「新条例」という。)第3条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、施行日における旧条例第3条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成27年3月27日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鴻巣市青少年問題協議会設置条例(以下この項において「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委

嘱されている委員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、施行日に、改正後の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5) 鴻巣市スポーツ推進委員に関する規則

平成 31 年 3 月 18 日教委規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツの行事又は事業に協力すること。
- (5) 市民に対しスポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、35 人以内とする。

2 委員は、法第 32 条第 1 項の規定により鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第 5 条 教育委員会は、委員に心身の故障又は特別の理由があると認めるときは、解職することができる。

(服務)

第 6 条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第 7 条 委員は、その職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

6) 鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会規約

昭和56年4月 1日制定
昭和56年4月27日改正
昭和63年5月 7日改正
平成15年4月 1日改正
平成17年4月 1日改正
平成24年4月25日改正
平成27年4月17日改正
平成28年4月15日改正
平成31年4月26日改正

第1章 総 則

第1条 この規約は、鴻巣市スポーツ推進委員に関する規則（以下「規則」という。）第2条に定める職務を遂行するため、規則第5条第1項に基づき、鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会（以下、「本会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2条 本会は鴻巣市教育委員会（以下、「教育委員会」という）から委嘱されたスポーツ推進委員（以下「委員」という）により構成する。

第2章 目 的

第3条 本会は委員組織の連絡調整と委員の指導力の向上を図り、住民のスポーツ活動の促進に寄与し、生涯スポーツの推進に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 委員相互の連絡調整に関すること。
- (2) 研修に関すること。
- (3) 住民のスポーツ推進のための指導及び助言に関すること。
- (4) 関係団体への建議に関すること。
- (5) 調査研究に関すること。
- (6) その他必要な事業。

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

第6条 役員の選出

- (1) 会長・副会長は委員の中から選出する。
- (2) 常任委員は委員の承認を得て会長が委嘱する。
- (3) 監事は委員の中から選出する。
- (4) 幹事は会長の指名により、委員の承認を得る。

第7条 役員の職務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任委員は常任委員会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 幹事は本会の会計及び会務を処理する。

第8条 役員の任期

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員を生じた場合は、補欠委員を選出しその任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第9条 顧問

- (1) 本会に顧問をおくことができる。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じ会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 会 議

第10条 総会は年1回開催し、会長が招集して議長となる。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

- 2 総会は、全委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。
- 3 総会は、本会の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項を議決する。
- 4 常任委員会は必要に応じて開催し、会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決める。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第12条 本会の事務局は、鴻巣市教育委員会教育部スポーツ課内におく。

第8章 本規約の変更

第13条 本会の規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を要す。

第9章 補 則

第14条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な細則は、常任委員会の決議に基づき会長が定める。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

7) 鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会細則

平成 3 年 4 月 2 9 日制定

平成 7 年 4 月 2 5 日改正

平成 2 4 年 4 月 2 5 日改正

平成 2 7 年 4 月 1 7 日改正

平成 3 1 年 4 月 2 6 日改正

令和 6 年 4 月 4 日改正

令和 7 年 4 月 3 日改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会規約（以下「規約」という。）第 3 条の目的を達成するため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 規約第 4 条の事業を遂行するため、鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会（以下「本会」という。）内に次の部会を設置する。

(1) 企画部

① 事業の企画・検討

② その他

(2) 広報部

① ニュースポーツ・ニューレクリエーションスポーツの調査・研究

② 市民ニーズの調査及び研究

③ 各種大会及び各教室等の広報活動の検討

④ その他

(3) 研修部

① 地域への生涯スポーツ普及のための自主研修

② 委員の資質向上のための研修事業の実施

③ その他

第 3 条 前条に定める各部会に部会長、副部会長及び委員を置く。部会の開催は、各部長が招集する。

第 4 条 各部会の構成委員の任期は、2 年とし会長が委嘱する。

第 5 条 各部会の研究・調査項目は期間 1 力年の審議期間とし、各部会長は 1 回その研究結果を会長に報告するものとする。

第 6 条 会長は常任委員会に諮り、必要に応じ総会に提案・審議し、必要事項を教育委員会へ提言する。

第 7 条 その他、この細則の実施にあたり必要な事項は常任委員会により定める。

附則

この細則は、平成 3 年 4 月 2 9 日から施行する。

附則

この細則は、平成 7 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この細則は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この細則は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この細則は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この細則は、令和 6 年 4 月 4 日から施行する。

附則

この細則は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

5. 社会体育関係団体

1) 鴻巣市スポーツ協会

(1) 令和7年度 鴻巣市スポーツ協会役員

役 職 名	氏 名		
会 長	中屋敷慎一（硬式テニス）		
副 会 長	清水昭典（バスケット）		
顧 問	並木正年		
理 事 長	荒井和彦（バレー）		
副 理 事 長	船田周平（柔道）	三ツ木光夫（卓球）	奈良高男（バレー）
常 任 理 事	宮永孝久（野球）	川井友司（バレー）	松本保男（卓球）
	金子徹（ソフトテニス）	吉村栄之助（スキー）	伊藤輝正（柔道）
	半田栄一（剣道）	広瀬正幸（水泳）	星野好（空手道）
	海老名寛（バスケット）	亀山一雄（ソフトボール）	秋池博史（サッカー）
	加藤徹（硬式テニス）	高橋鋭行（バドミントン）	寺島隆（少林寺）
	設楽謙二（弓道）	荻原栄一（陸上競技）	大関淳（ゴルフ）
	宮野和幸（中体連）	永塚壽一（小体連）	
理 事	金子公男（野球）	早川啓子（バレー）	正田日利（卓球）
	根岸寿明（ソフトテニス）	大塚光武（スキー）	西濱大志（柔道）
	井上忠広（剣道）	縄田勅範（水泳）	田島盛明（空手道）
	成田郁彦（バスケット）	仙場哲夫（ソフトボール）	宮田忠夫（サッカー）
	杉崎敏弘（硬式テニス）	道満康裕（バドミントン）	草野智広（少林寺）
	二宮一広（弓道）	吉田栄（陸上競技）	直井利充（ゴルフ）
	加藤大地（中体連）	山崎泰徳（小体連）	
監 事	秋池一枝（学識）	宮澤芳之（学識）	
幹 事	中根世司（学識）	木村恭則（少林寺）	
事 務 局	竹井豊	坂野上宝	鈴木伊織
	千葉晃代		

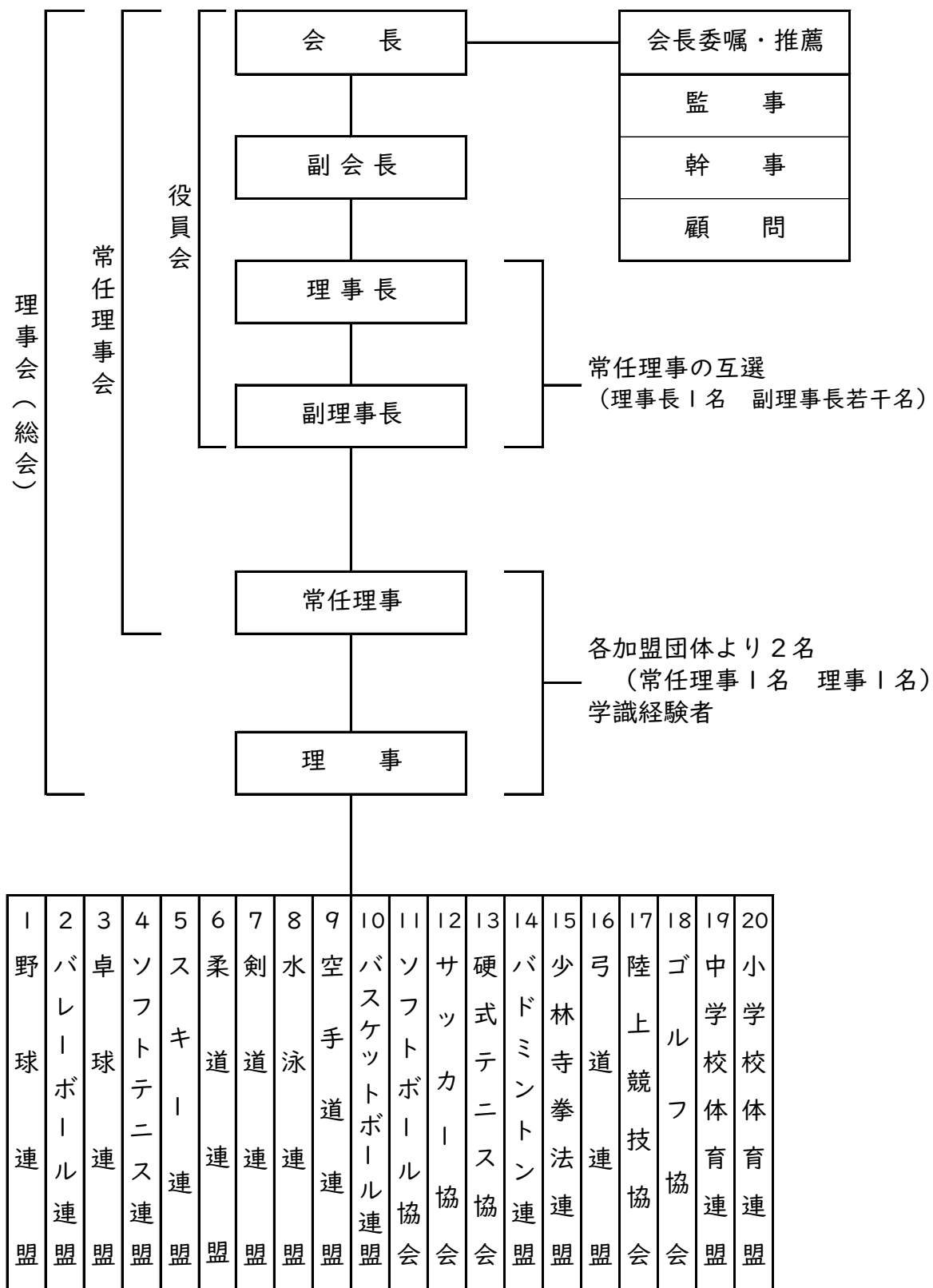
（ ）＝選出団体名

(2) 令和7年度 鴻巣市スポーツ協会加盟団体別人数

令和7年5月1日現在

	団 体 名	団体数	合計	前年対比
1	野 球 連 盟	25	635	-49
2	バレーボール連盟	20	274	0
3	卓 球 連 盟	24	273	28
4	ソフトテニス連盟	6	169	0
5	ス キ ー 連 盟	4	37	0
6	柔 道 連 盟	3	110	6
7	剣 道 連 盟	5	199	18
8	水 泳 連 盟	1	12	-6
9	空 手 道 連 盟	2	83	-4
10	バスケットボール連盟	10	109	14
11	ソフトボール協会	24	510	-10
12	サ ッ カ ー 協 会	43	1,110	-97
13	硬式テニス協会	10	324	16
14	バドミントン連盟	6	57	-65
15	少林寺拳法連盟	2	40	-6
16	弓 道 連 盟	2	81	11
17	陸 上 競 技 協 会	2	38	0
18	ゴ ル フ 協 会	1	76	-2
19	中 学 校 体 育 連 盟	8	-	—
20	小 学 校 体 育 連 盟	16	-	—
	合 計	214	4,137	-603

(3) 鴻巣市スポーツ協会組織図



(4) 鴻巣市スポーツ協会規約

(昭和46年4月1日制定)

改正	昭和57年	9月21日
	昭和58年	6月7日
	昭和62年	6月5日
	平成7年	6月10日
	平成15年	5月24日
	平成18年	5月20日
	平成20年	5月25日
	平成23年	5月28日
	平成25年	5月25日
	平成27年	5月30日
	令和元年	5月25日
	令和5年	5月14日

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は鴻巣市スポーツ協会と称する。

第2条 本会の事務所は鴻巣市教育委員会教育部スポーツ課内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は鴻巣市における体育、スポーツの健全なる普及発達を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツに関する調査研究
- (2) 体育・スポーツの宣伝啓発並びに指導奨励
- (3) 体育・スポーツ団体の連絡指導並びに助成
- (4) 各種体育・スポーツ大会の開催
- (5) 体育・スポーツに関する行事並びに講習会の開催
- (6) 体育・スポーツ施設の整備拡充
- (7) 優秀選手及び功労者の表彰
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は市内に在住し、かつ、登録された体育・スポーツ団体及び学識経験者をもって組織する。

2 本会に加盟する体育・スポーツ団体（以下「加盟団体」という。）の構成員は原則として市内に居住又は勤務し、かつ、登録されたものによる。

3 本会への加盟及び脱会は、理事会の承認を得なければならない。

4 加盟規程及び会費の納入については、別に定める。

第6条 本会は埼玉県スポーツ協会に加盟する。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名	副理事長	若干名	常任理事	若干名
理事	若干名	監事	若干名	幹事	若干名	顧問	若干名		

- 第8条 会長は常任理事会の推薦により理事会の承認をうける。副会長は理事会で選出する。会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれに代る。
- 第9条 理事は加盟団体及び学識経験者より選出する。学識経験理事は、会長が委嘱する。
- 第10条 常任理事は理事より選出し、理事長、副理事長は常任理事の互選とする。理事長は会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 第11条 監事は会長の推薦により理事会の承認をうける。監事は会計を監査する。
- 第12条 幹事は理事会の同意を得て会長が委嘱し会務に従事する。
- 第13条 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ会議に出席できる。
- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。加盟団体から選出された役員がその所属関係を離れたときは本役員を失格とする。
- 第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、常任理事会の承認を得て会長はこれを解任することができる。
- (1) 会務の執行に堪えられないと認められたとき
 - (2) その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

第 5 章 会 議

- 第16条 本会に次の会議を置く。
- (1) 理事会
 - (2) 常任理事会
 - (3) 役員会
- 第17条 会議は会長が招集し、議長には会長があたる。
- 第18条 理事会は本会の最高議決機関であって会長、副会長及び理事をもって構成し次の事項を審議する。
- (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画
 - (3) 本規約に規定した事業
 - (4) その他重要事項
- 理事会は年1回開催する。ただし必要あるときは随時に開くことができる。
- 第19条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じ随時開催する。常任理事会は理事会から委任された事項及び緊急事項の処理その他会務の執行にあたる。
- 第20条 役員会は会長、副会長、理事長及び副理事長をもって構成し、必要に応じ随時開催する。
- 第21条 会議は定数の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもつて決定する。可否同数のときは議長が決定する。ただし理事会に限り、その議決権を委任することができる。

第 6 章 経 費

- 第22条 本会の経費は次に掲げるもので充当する。
- (1) 会費
 - (2) 助成金（県並びに市の助成金）
 - (3) その他
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。
- 第24条 本規約は理事会の議決を経て改正することができる。
- 第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 附 則 この規約は、昭和46年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和57年9月21日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この規約は、昭和 62 年 6 月 5 日から施行する。
附 則 この規約は、平成 7 年 6 月 10 日から施行する。
附 則 この規約は、議決の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
附 則 この規約は、平成 18 年 5 月 20 日から施行する。
附 則 この規約は、平成 20 年 5 月 25 日から施行する。
附 則 この規約は、平成 23 年 5 月 28 日から施行する。
附 則 この規約は、平成 25 年 5 月 25 日から施行する。
附 則 この規約は、議決の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
附 則 この規約は、令和元年 5 月 25 日から施行する。
附 則 この規約は、令和 5 年 5 月 14 日から施行する。

(5) 鴻巣市スポーツ協会表彰規程

昭和62年3月19日 制定

改正 平成21年5月31日

改正 平成22年5月23日

改正 平成24年5月27日

改正 令和元年5月25日

改正 令和4年5月22日

(目的)

この規程は本市の体育並びにスポーツの振興を図り、体育並びにスポーツ界で功労のあったものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 功 労 賞

(2) 優秀選手賞・優秀団体賞

(選考基準)

功労賞は、次のいずれかに該当するもので、いまだ表彰を受けていないものに対して行う。

鴻巣市の体育・スポーツの指導に精励し、若しくは功績があり、10年以上尽力したもの。

市の体育・スポーツ団体の振興発展に努力し、10年以上尽力したもの。

その他、体育・スポーツ関係の振興について功労が顕著であるもの。

2 優秀選手賞・優秀団体賞は、鴻巣市スポーツ協会に所属する者とし、特に優秀な成績を収め、他の模範と認められるもので、次の条件のいずれかに該当するものとする。

(1) 当市代表として県大会に出場し、特に優秀な成績を収めたもの、ただし県大会とは全県下の規模をもって実施されるもので県スポーツ協会の認めた大会をいう。

(2) 県代表として全国大会に出場したもの。

(3) その他、これに準ずる成績を収めたもの。

(受賞者の推薦)

表彰の該当者について、加盟団体の長が次の事項を記載してスポーツ協会会長に推薦するものとする。

(1) 氏 名 (2) 生年月日 (3) 住 所 (4) 職 業 (5) 所属団体

(6) 業 績 (7) 推薦理由 (8) その他特記すべき事項

2 加盟団体以外で、該当する者がある場合においては会長の推薦とする。

(受賞者の選考)

前条により推薦されたものについては、選考委員会において選考し、常任理事会及び理事会に報告するものとする。

2 選考委員は、本市スポーツ協会正副会長及び正副理事長とする。

(表彰)

表彰は、表彰状に副賞を添えて行い、表彰を受けた者は、表彰台帳に登録する。

(表彰日)

表彰は、毎年スポーツ協会理事会において行う。

(その他)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年5月1日より施行する。

この規程は、平成21年6月1日より施行する。

この規程は、平成22年5月23日より施行する。

この規程は、平成24年5月27日より施行する。

この規程は、令和元年5月25日より施行する。

この規程は、令和4年5月22日より施行する。

(6) 鴻巣市スポーツ協会スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市スポーツ協会会員のスポーツ活動を奨励助長し、スポーツの水準向上と振興を図るため、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準及び交付対象)

第2条 交付基準は、国・地方公共団体若しくは関係競技団体の主催又は、これら団体との共同主催を基本とする大会に、出場する個人及び団体とする。

2 交付対象は、鴻巣市スポーツ協会加盟団体に所属する個人及び団体が、当該年度にスポーツ大会に選抜されて出場する場合（プロスポーツ選手を除く）。但し当該年度に交付を受けた者を除く。

(交付額)

第3条 交付額は、次のとおりとする。

(1) 小学生・中学生の部

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000円	団体1チーム 100,000円
国際大会 世界選手権・アジア大会等	一人 30,000円	団体1チーム 60,000円
全国大会 国民スポーツ大会・全日本選手権大会 ジュニアオリンピック大会等	一人 10,000円	団体1チーム 20,000円

(2) 一般の部

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000円	団体1チーム 100,000円
国際大会 世界選手権・アジア大会 ユニバーシアード大会等	一人 30,000円	団体1チーム 60,000円
全国大会 国民スポーツ大会 全日本選手権大会等	一人 10,000円	団体1チーム 20,000円

(交付申請)

第4条 交付を受けようとする者は、所属連盟（協会）の代表が、別紙交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えてスポーツ協会会長に提出しなければならない。ただし、小学校体育連盟及び中学校体育連盟においては学校長が提出するものとし、複数の小学校・中学校から構成される団体については、代表校が取りまとめて提出するものとする。

- (1) 出場するスポーツ大会の予選の大会実施要領及び成績表（予選がない場合はこれに相当する選考結果）
- (2) 出場するスポーツ大会の大会実施要領
- (3) 出場するスポーツ大会の出場登録選手名簿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 スポーツ協会会長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し奨励金を交付すべきと認めたときは、別紙交付決定通知書（様式第2号）により通知し、奨励金を速やかに交付するものとする。ただし、小学校体育連盟及び中学校体育連盟にかかる奨励金は、大会出場者の保護者へ交付できるものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は大会終了後速やかに別紙実績報告書（様式第3号）をスポーツ協会会長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第7条 スポーツ協会会長は、個人又は団体が次の各号に該当するときは、すでに交付した奨励金を返還させることができる。

- (1) 大会等への参加ができなくなったとき。
 - (2) 奨励金の交付内容に違反したとき。
 - (3) その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- 2 スポーツ協会会長は、前条の規定により奨励金を返還させるときは、別紙返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月18日から施行する。

(7) 鴻巣市スポーツ協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は鴻巣市スポーツ協会規約（以下「規約」という。）第5条第4項に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、正加盟団体（以下「加盟団体」という）及び準加盟団体とする。

2 加盟団体とは、規約第5条第2項に規定する団体をいう。

3 準加盟団体は、加盟団体以外の団体で体育・スポーツに関わりのあるもので、理事会の承認を得た団体とする。

(報告及び届出義務)

第3条 加盟団体及び準加盟団体は、毎事業年度終了後、次の書類を添えて事業の状況を報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 決算書

(3) 事業計画書

(4) 予算書

(5) 役員一覧表

(6) 団体調書

(7) その他会長が必要とするもの

(会費)

第4条 加盟団体及び準加盟団体は、毎年度会費を納入しなければならない。

(新規に加盟する団体)

第5条 本会に新たに加盟しようとする団体は、その代表者により次の書類を提出し、役員会及び常任理事会による審査の後、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 加盟申請書（様式1）

(2) 規約

(3) 前年度の事業報告書及び決算書

(4) 当該年度の事業計画書及び予算書

(5) 役員一覧表

(6) 団体調書

(7) その他会長が必要とするもの

2 役員会及び常任理事会は、次の各号に掲げる基準に添って審査をする。

(1) 事務局及び規約が整備されていること。

(2) 市民等を対象とした大会を開催していること、又は大会の開催が可能なこと。

(3) 会員、若しくはチーム登録については、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を受け入

れる組織体制になっていること。

(4) 同一種目の団体、又はサークルなどが、鴻巣市内で活動を行っている場合、これを受け入れる組織体制があること。

(5) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人埼玉県スポーツ協会の加盟競技団体であること。

(6) 上記(1)から(5)までの条件を満たし、当協会への加盟が適当と認められること。

3 加盟の時期は、原則として、規約第18条の規定による理事会の承認を受けた日とする。なお、翌年度以降の理事会で承認を受けた場合、正式加盟とする。

(責務)

第7条 加盟団体及び準加盟団体は、次の各号について協力するものとする。

(1) 理事候補者の推薦

(2) 本会又は鴻巣市が主催・共催するスポーツ振興に関する事業

(3) その他規約の目的を達成するために必要な事項

(退会)

第8条 加盟団体及び準加盟団体が脱会するときは、団体長名をもって本会会長に脱会申請書(様式2)を提出しなければならない。

2 会長が加盟団体及び準加盟団体について加盟が適当でないと認める場合、理事会の議決を経て、退会させることができるものとする。

(規程の変更)

第9条 本規程は理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規程は、令和5年5月14日から施行する。

2) 鴻巣市スポーツ少年団

(1) 令和7年度 鴻巣市スポーツ少年団役員

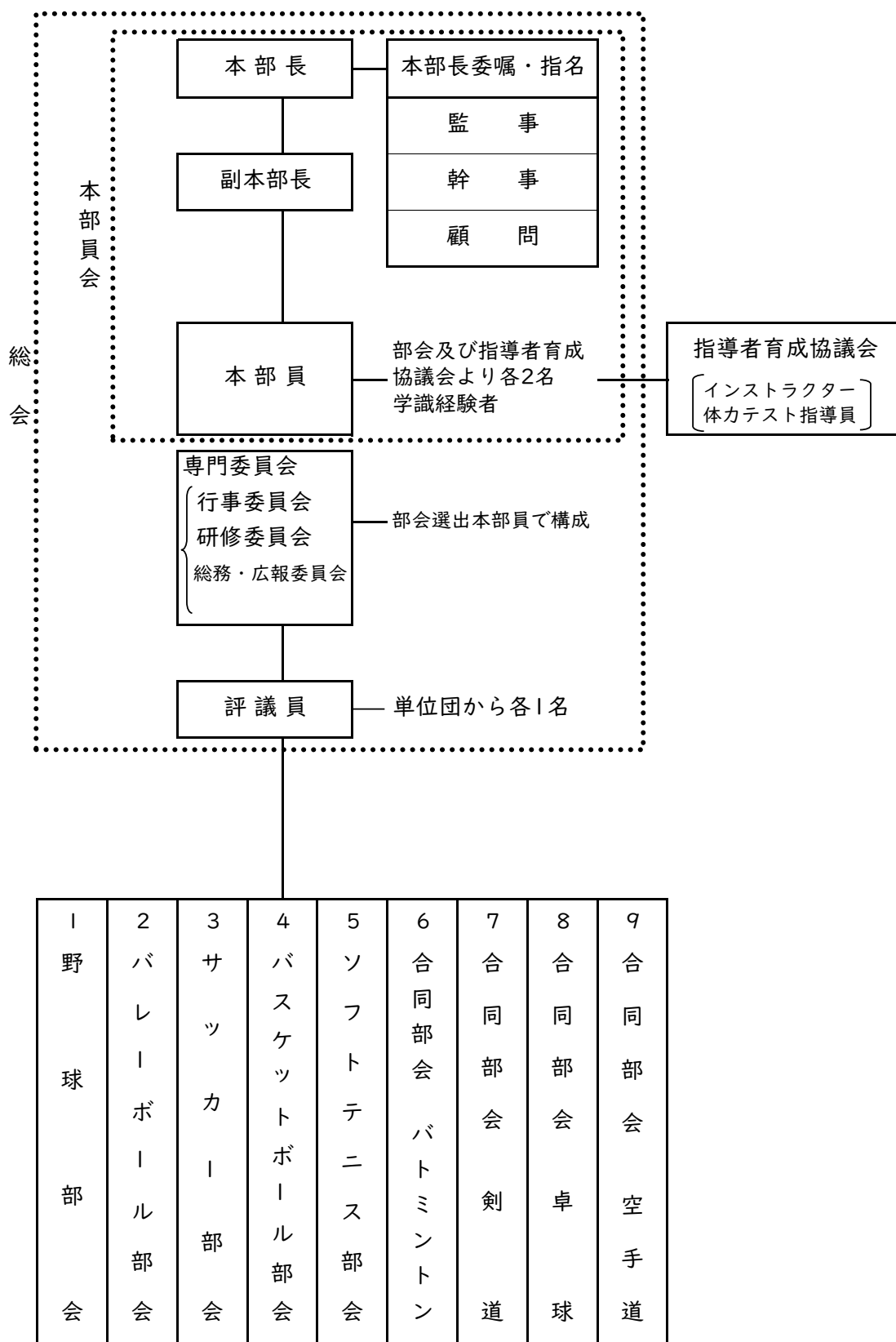
役 職 名	氏 名	備 考
本 部 長	高 橋 洋 明	ソフトテニス部会
副 本 部 長	坂 東 真 樹	バレーボール部会
	関 真 一 郎	サッカー部会
	堀 越 末 宏	ソフトテニス部会
顧 問	並 木 正 年	鴻巣市長
	村 田 正 佳	指導者育成協議会
本 部 員	小 澤 政 司	野球部会
	風 間 卓	野球部会
	山 口 善 也	バレーボール部会
	早 坂 美 奈 子	バレーボール部会
	関 真 一 郎	サッカー部会
	小 川 真 之 介	サッカー部会
	堀 裕 之	バスケットボール部会
	阿 部 知 明	バスケットボール部会
	町 田 智	ソフトテニス部会
	廣 瀬 敬 太	ソフトテニス部会
	代 利 夫	合同部会（剣道）
	松 本 勇 一	合同部会（卓球）
	丸 山 麻 衣	合同部会（バトミントン）
	尾 山 一 代	合同部会（空手道）
	丸 山 リ サ	合同部会（空手道）
	杉 山 尚	指導者育成協議会
	中 原 和 美	指導者育成協議会
監 事	簗 輪 一 郎	バスケットボール部会
	横 尾 尚	合同部会（バトミントン）
事 務 局	竹 井 豊	
	坂 野 上 宝	
	鈴 木 伊 織	
	千 葉 晃 代	

(2) 令和7年度 鴻巣市スポーツ少年団加盟団体別人数

令和7年5月1日現在

	団 体 名	団体数	団員数	指導者数	合 計	前年対比
1	野 球 部 会	11	294	102	396	-14
2	バレーボール部会	6	98	24	122	-8
3	サ ッ カ ー 部 会	4	159	41	200	-100
4	バスケットボール部会	7	235	38	273	22
5	ソフトテニス部会	2	62	26	88	4
6	合同部会(バドミントン)	1	18	5	23	-4
7	合 同 部 会 (剣 道)	1	33	6	39	-3
8	合 同 部 会 (卓 球)	1	14	4	18	0
9	合 同 部 会 (空 手 道)	1	30	6	36	-19
10	本 部 登 録 者	-	-	7	7	5
	合 計	34	943	259	1,202	-139

(3) 鴻巣市スポーツ少年団組織図



(4) 鴻巣市スポーツ少年団規程

(昭和60年4月1日制定)

改正 昭和63年5月21日
平成 元年5月13日
平成 7年5月31日
平成 9年5月29日
平成10年5月28日
平成13年5月30日
平成15年5月30日
平成17年5月28日
平成18年5月27日
平成20年5月31日
平成23年5月21日
平成27年5月30日
令和 2年5月23日
令和 5年5月20日
令和 6年5月11日

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、鴻巣市スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

第 2 章 目 的

第2条 本団は、日本スポーツ少年団の趣旨にのっとり少年少女の心身の健全育成並びに指導者の育成及び発掘に努め、スポーツ活動の活性化を図り、もって鴻巣市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第 3 章 組織及び登録

(組織)

第3条 本団は、日本スポーツ少年団及び埼玉県スポーツ少年団に登録され、かつ市内で活動するスポーツ団体で組織する。ただし、本部員会の承認を得た場合は、この限りでない。

(加入・登録)

第4条 本団へ加入しようとするスポーツ団体（以下この条において「申請者」という。）は、加入申請書（様式1）に必要な書類を添え、本部長に提出しなければならない。

2. 本部長は、前項の申請があったときは、本部員会において内容を審議し、翌年度の日本スポーツ少年団登録時期までに、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3. 前項の承認には、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 商業行為としてではなくボランティア精神をもってスポーツ活動を通じ、少年少女の健全育成を目的とする団体であること。

(2) 日本スポーツ少年団の趣旨による育成母集団が組織され団運営がされていること。

(3) 団費は、団の運営に必要な最小限度の金額であること。

(4) 団の規約は、鴻巣市スポーツ少年団規程に準じた内容であること。

(5) 日本スポーツ協会が定めた「スポーツ少年団の理念」を学んだ「指導者」2名以上の登録が必

要 {1. JSPO 公認スポーツコーチングリーダー資格保有者（令和元年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有しており、令和 5 年度までの移行猶予期間中に JSPO 公認指導者資格を取得した者）、2. JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者（前年度受講修了者含む）、3. 令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され、令和 5 年度まで引き続き登録を行っていた者、4. 令和 2 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者} 及び 18 歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」2 名以上の登録が必要である。ただし、新規登録の団については、1 年以内に取得するものとする。

4. 前項の要件等に変更がない限り、毎年度日本スポーツ少年団及び埼玉県スポーツ少年団に登録することによって、本団への加入は更新したものとする。

5. 団員の登録については、市内に在住する者に限る。ただし、単位団の団長が認めた場合はこの限りでない。

第 4 章 事 業

第 5 条 本団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成指導の援助
- (2) スポーツ少年団指導者、母集団及びリーダーの育成と組織化
- (3) 運動適性テストⅡの普及と実施
- (4) スポーツ少年団広報活動の実施
- (5) 市内青少年団体及び関係団体との連携
- (6) スポーツ少年団交流活動の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) スポーツ少年団育成に必要な調査研究
- (9) スポーツ少年団全市的行事の実施
- (10) その他前条の目的達成に必要な事項

第 5 章 役 員

第 6 条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1 名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 本部長 原則として各部会 2 名、指導者育成協議会 2 名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 顧 問 若干名
- (7) 評議員 各単位団 1 名
- (8) 倫理調査委員会（非常駐委員会）

第 7 条 本部長は、本部員会の推薦により総会の承認を受けなければならない。

2. 本部長は、本団を代表し、団務を統轄する。

第 8 条 副本部長は本部長の指名する者が就任する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長が予め指名した順序によりその職務を代理する。

第9条 本部員は、各部会より2名及び指導者育成協議会より2名選出する。ただし、学識経験者の中から本部長が推薦をし、本部員会の決定により選出することもできる。

2. 本部員は、本部員会を組織して、本団の団務を執行する。

第10条 監事は、本部長の指名する者が就任する。

2. 監事は、本団の会計及び団務を監査する。

第11条 幹事は、本部長の指名する者が就任する。

2. 幹事は、本団の事務を処理する。

第12条 顧問は本部員会の推薦により本部長が委嘱する。

2. 顧問は、本部長の諮問に応じ、会議において助言することができる。

第13条 評議員は、各単位団より1名選出する。

2. 評議員は、総会において付議事項を審議決定する。

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第15条 埼玉県スポーツ少年団から登録者等処分に関する調査依頼が発生した場合、その対応のため倫理等調査委員会（以下「調査委員会」という）を置く。

2. 調査委員会は、委員長と委員若干名をもって組織し、委員長は鴻巣市スポーツ少年団本部長をもって充て、委員は、副本部長、指導者協議会会長、疑義者が所属する競技種目部会長及び事務局をもって充てる。

3. 調査委員会は、事前調査（事実端緒確認、認定予定事実確認、証拠収集）、ヒアリング（被害者、関係者、対象者）、事実認定を行い、埼玉県スポーツ少年団へ報告する。

第 6 章 会 議

（総会）

第16条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回開催し、本部長がこれを招集しその議長となる。ただし、本部長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。

3. 総会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算及びその他団務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

4. 評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に総会を招集しなければならない。

5. 総会は、定数の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の2分の1以上で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

6. 総会に出席できないときは、議決権を本部長に委任することができる。

(本部員会)

第17条 本部員会は、本部長・副本部長・本部員及び幹事をもって構成する。

2. 本部員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し議長となる。
3. 本部員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なくこれを招集しなければならない。
4. 本部員会は、第1項の現在数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
5. 本部員会の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。
6. 本部員が本部員会に出席できないとき又は、前もって指定した代理の者も出席できないときは、議決権を本部長に委任することができる。

第 7 章 協議会及び専門委員会

第18条 本団は、必要に応じて次の協議会及び専門委員会をおくことができる。

- (1) 指導者協議会（各団の指導者をもって組織する）
 - (2) 母集団連絡協議会（団員の父母者をもって組織する）
 - (3) リーダー会（小学5年生以上の団員をもって組織する）
 - (4) 指導者育成協議会（JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター資格保有者及び学識経験者をもって組織する）
 - (5) 専門委員会（各部会より選出された2名をもって組織する）
2. 前項の協議会及び専門委員会の詳細については、おのおの結成時に定め、本部員会の承認を得る。

第 8 章 部 会

第19条 本団に種目別部会を置く。

2. 同一種目の単位団は部会を結成するものとする。
3. あらたに部会を結成したときは、本部員会の承認を得るものとする。
4. 各部会は、必要に応じて次の専門部を結成することができる。
 - (1) 審判部
 - (2) 技術部
5. 各部会の規程については、各部会内会議においてそれぞれの実情に応じたものを自主的に定め、本部員会の承認を得る。

第 9 章 会 計

第20条 本団の会計は、登録料、助成金、補助金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

第21条 本団の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 10 章 事 務 局

第22条 本団の事務局は、鴻巣市教育委員会スポーツ課に置く。

第 11 章 本 規 定 の 変 更

第 23 条 この規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成 元年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

ただし、第9条及び第14条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月30日から施行する

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(5) 鴻巣市スポーツ少年団表彰規程

制定 平成 2年5月27日
第一次改正 平成18年5月27日
第二次改正 平成26年5月24日

(目的)

第1条 この規程は本市スポーツ少年団のスポーツ振興を図り、体育並びにスポーツ界で功労のあった者及び優秀な成績を収めた者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功 労 賞
- (2) 優秀選手賞

(選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- 2 功労者は、次のいずれかに該当する者で、いまだ該当表彰を受けていない者に対して行う。
 - (1) 鴻巣市スポーツ少年団の各単位団の振興発展に努力し、10年以上尽力した者。
 - (2) その他、鴻巣市スポーツ少年団関係の振興について功績が顕著である者。
- 3 優秀選手賞は、鴻巣市スポーツ少年団登録者（チーム含む）とし、特に優秀な成績を収め、他の模範と認められ、次の条件に該当する者とする。
 - (1) 県大会で優勝した者、ただし県大会とは全県下の規模をもって実施されるものであり埼玉県体育協会又は埼玉県スポーツ少年団等の公的全県組織が認めた大会をいう。
 - (2) 県代表として全国大会に出場した者。全国大会とは日本体育協会又は日本スポーツ少年団等の公的全国組織が認めた大会をいう。
 - (3) その他、各部会の推薦した選手またはチーム。なお、推薦理由は各部会長に一任する。

(受賞者の推薦)

第4条 表彰の該当者について、各部会長が次の事項を記載又は添付して本部長に推薦するものとする。

- (1) 氏 名 (2) 生年月日 (3) 住 所 (4) 所属団体 (5) 業 績
- (6) 推薦理由 (7) 大会の要項及び記録（優秀選手の場合のみ）
- (8) その他特記すべき事項

(受賞者の選考)

第5条 前条により推薦された者については、選考委員会において選考し、本部員会に報告するものとする。

- 2 選考委員は、正副本部長とする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状に副賞を添えて行い、表彰を受けた者は、表彰台帳に登録する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成2年5月27日より施行する。

附則 この規程は、平成18年5月27日より施行する。

附則 この規程は、平成26年5月24日より施行する。

(6) 鴻巣市スポーツ少年団スポーツ大会出場奨励金交付要綱

制定 平成14年5月24日

改正 平成18年5月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市の少年スポーツ活動を奨励助長し、スポーツの水準向上と振興を図るため、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めたものである。

(交付基準及び交付対象)

第2条 交付基準は、国・地方公共団体もしくは関係競技団体の主催又は、これら団体との共同主催を基本とする大会に、出場する個人及び団体とする。

2 交付対象は、鴻巣市スポーツ少年団加盟部会に所属する個人及び団体が、アマチュアスポーツ大会に選抜されて出場する場合。但し、当該年度に交付を受けた者を除く。

(交付順)

第3条 交付額は、次のとおりとする。

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000 円	
国際大会 世界選手権・アジア大会等	一人 30,000 円	
全国大会 国民体育大会・全日本選手権大会 インターハイ選手県大会 ジュニアオリンピック大会等	一人 10,000 円	団体1チーム 20,000 円
関東大会 県大会（優勝者のみ）	一人 5,000 円	団体1チーム 10,000 円

(交付申請)

第4条 交付を受けようとする所属部会長は、別紙交付申請書（様式第1号）をスポーツ少年団本部長に申請しなければならない。

(選考)

第5条 前条の規定により申請書が提出された場合、スポーツ少年団本部長(以下「本部長」という。)は速やかに選考委員会に諮る。

2 選考委員会は、本部長、副本部長にて組織する。

(交付決定)

第6条 本部長は、奨励金を交付すべきと認めたときは、別紙交付決定通知書(様式第2号)により通知し、奨励金を速やかに交付するものとする。

2 決定については、年度の最高位で支給するものとする。

3 団体及び個人にて重複参加する場合は、団体並びに個人にも支給する。

(実績報告)

第7条 申請者は、大会終了後速やかに別紙実績報告書(様式第3号)を本部長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 本部長は、個人又は団体が次の各号に該当するときは、すでに交付した奨励金を返還させることができる。

(1) 奨励金の交付内容に違反したとき。

(2) その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 本部長は、前条の規定により奨励金を返還させるときは、別紙返還通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月27日から施行する。

3) 鴻巣市レクリエーション協会

(1) 令和7年度 鴻巣市レクリエーション協会役員

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	澤 井 秀 幸	ウォーキングクラブ
副 会 長	田 崎 美 佐 子	フォークダンス連盟
	小 川 秀 雄	ゲートボール協会
	三 岡 茂 夫	グラウンド・ゴルフ協会
	爪 川 浩 一	ウォーキングクラブ
	菅 谷 恵 美 子	ボールルームダンス連盟
顧 問	並 木 正 年	
相 談 役	渡 邊 秋 夫	ウォーキングクラブ
理 事 長	松 村 節 子	ウォーキングクラブ
理 事	平 野 千 代 美	フォークダンス連盟
	小 川 久 子	ゲートボール協会
	中 田 栄	グラウンド・ゴルフ協会
監 事	小 林 秀 雄	グラウンド・ゴルフ協会
	吉 田 謙 一	ウォーキングクラブ
事 務 局	竹 井 豊	
	坂 野 上 宝	
	齋 藤 正 嗣	
	千 葉 晃 代	

埼玉県レクリエーション協会南ブロック連絡協議会

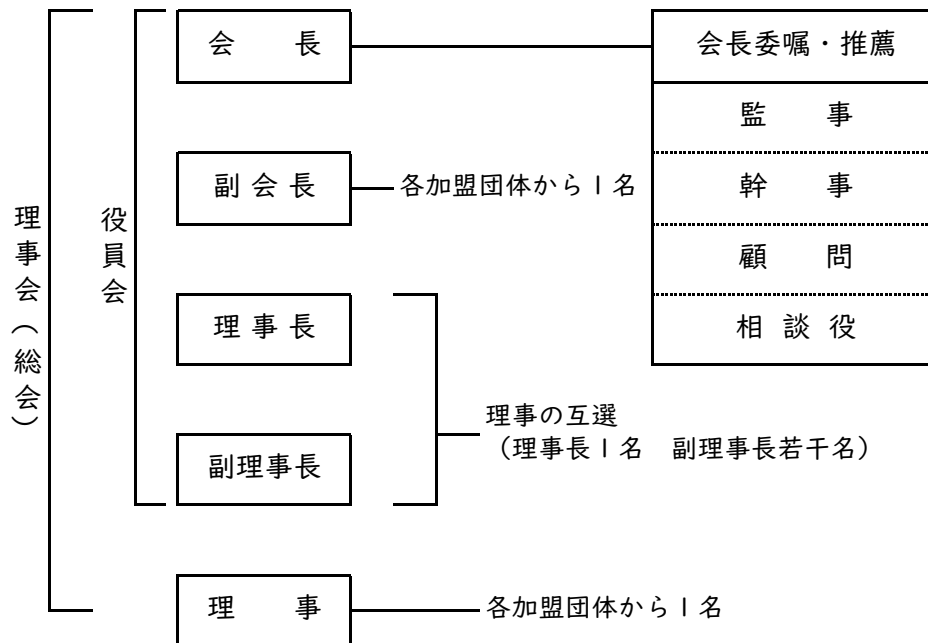
理 事	松 村 節 子	ウォーキングクラブ
-----	---------	-----------

(2) 令和7年度 鴻巣市レクリエーション協会加盟団体別人数

令和7年5月1日現在

	団 体 名	団 体 数	人 数	前年対比
1	フ ォ ー ク ダ ン ス 連 盟	5	63	-8
2	ゲ ー ト ボ ー ル 協 会	3	15	-3
3	グ ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ 協 会	13	274	-29
4	ウ ォ ー キ ン グ ク ラ ブ	1	94	-5
5	ボ ー ル ル ー ム ダ ン ス 連 盟	3	32	-2
	合 計	25	478	-47

3) 鴻巣市レクリエーション協会組織図



1	2	3	4	5
フ	ゲ	グ	ウ	ボ
ォ	ー	ラ	ォ	ー
ク	ト	ウ	ー	ル
ダ	ボ	ン	キ	ル
ン	ー	ド	ン	ム
ス	ル	・	グ	ダ
連	協	ゴ	ク	ン
盟	会	ル	ラ	ス
		フ	ブ	連
		協		盟
		会		

(4) 鴻巣市レクリエーション協会規約

(平成元年 3 月 26 日制定)

変更 平成 3 年 6 月 3 日

平成 7 年 5 月 26 日

平成 10 年 5 月 23 日

平成 15 年 5 月 19 日

平成 22 年 5 月 27 日

平成 23 年 5 月 27 日

平成 27 年 5 月 21 日

令和元年 5 月 24 日

令和 3 年 5 月 20 日

第 1 章 名称及び事務所

第1条 本協会は鴻巣市レクリエーション協会と称する。

第2条 本協会の事務所を、当分の間鴻巣市教育委員会教育部スポーツ課におく。

第 2 章 目的及び事業

第3条 本協会はレクリエーション（スポーツ的）活動の健全な普及、発展を図り健康で豊かな市民生活の向上に寄与すると共に、レクリエーション団体相互の連絡調整を図ることを目的とする。

第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) レクリエーション活動の普及事業
- (2) レクリエーション団体育成事業
- (3) レクリエーション指導者養成・派遣事業
- (4) レクリエーション行事の開催
- (5) レクリエーションに関する調査・研究
- (6) その他目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

第5条 本協会は市内のレクリエーションを目的とする団体で組織する。

第6条 本協会に加盟を希望する者は、加盟申請書（様式 1）に必要書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 加盟することのできる団体は、第 5 条に規定する団体で次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 営利を主たる目的とした事業を行わないこと。
- (2) 団体の規約、代表者及び役員が定まっており継続的な事業を行っていること
- (3) 本協会に加盟するレクリエーション団体の会員は、原則として市内に在住、在勤し、かつ登録された者であること。
- (4) 団体の名称及び役員等の変更が生じた時は、すみやかに加盟変更届（様式 2）を会長に提出すること。

第8条 本協会の会員が脱会しようとするときは、脱会届（様式 3）を会長に届け出るも

のとする。

第 4 章 役 員

第9条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名 (6) 幹事 若干名 (7) 監事 2名 (8) 顧問 若干名
- (9) 相談役 若干名

第10条 会長は役員会の推薦により理事会の承認をうける。副会長は加盟団体から選出する。会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行するものとする。

第11条 理事長・副理事長は理事の互選とする。

理事長は会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行するものとする。

第12条 理事は加盟団体及び学識経験者等より選出する。

学識経験理事は、会長が委嘱し理事会の承認をえる。

第13条 幹事は会長が委嘱する。幹事は庶務を処理する。

第14条 監事は会長が推薦し理事会の承認をえる。監事は会計を監査する。

第15条 本協会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は会長が委嘱する。

第16条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は残任期間とする。加盟団体から選出された役員が、その所属団体との関係を離れたときは本役員を失格する。

第 5 章 会 議

第17条 会議は会長が招集し、議長には会長又は会長が指名したものがあたる。

第18条 理事会は本協会の最高議決機関であって、会長・副会長及び理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 本規約に規定した事項
- (4) その他重要事項

第19条 理事会は年 1 回開催する。但し会長が必要と認めたとき、または理事の過半数の要求があったときは随時開催する。

第20条 役員会は会長・副会長・理事長及び副理事長をもって構成し、必要に応じ随時開催する。役員会は緊急事項の処理及び会務の執行にあたる。

第21条 会議は定数の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長が決定する。

第 6 章 経 費

第22条 本協会の経費は次に掲げるもので充当する。

- (1) 負担金（各加盟団体連盟事業費の 1 割）
- (2) 助成金（県並びに市助成金）

(3) その他

第23条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第 7 章 補 則

第24条 本規約は理事会の議決を経て変更することができる。

第25条 本規約の施行に関する細則は、理事会において別に定める。

附 則

この規約は、平成元年3月26日より施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月3日より施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月26日より施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月23日より施行する。

附 則

この規約は、平成15年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、議決の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(5) 鴻巣市レクリエーション協会表彰規程

制定 平成12年5月24日

第1条 この規程は、本市のレクリエーション活動の振興発展に貢献した個人又は、団体の表彰に関して必要な事項を定める。

第2条 表彰は次の各号に該当する個人又は、団体で、いまだ本会から表彰を受けていないものに対して行う。

1. 長年にわたり、本会又は、本会加盟団体の運営に功績のあったもの。
2. 前号の他、本会の事業等に特に功績のあったもの。

第3条 受賞候補者（団体）の推薦は、それぞれの加盟団体の責任者が別紙様式により会長に推薦するものとする。

上記のほか、特に表彰を必要とするときは、会長が推薦することができる。

第4条 前条により推薦されたものについては、選考委員会において選考し、理事会の承認を得るものとする。

選考委員会は、正副会長及び理事長・副理事長をもって構成する。

第5条 表彰は、賞状及び記念品を授与する。

第6条 この規程の運用に関する必要な細則は、別に定める。

第7条 この規程の変更は、理事会の同意を得なければならない。

4) 総合型地域スポーツクラブ

(1) 総合型地域スポーツクラブとは

総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる、新しいタイプのスポーツクラブです。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

(2) 10のメリット

① スポーツ参加率の向上

スポーツを続けてきた人はもちろんのこと、これまでスポーツをする機会に恵まれなかった人に対しても、広く門戸が開かれた仕組みです。

② 地域教育力の向上

学校と地域が連携・協力して、子どもたちのスポーツに関わっていくことによって、地域の教育力の向上につながります。

③ 健康の増進

定期的、継続的な運動・スポーツは心身の健康のみならず、生活習慣病の予防や機能回復のためのリハビリなど健康の増進につながります。

④ 親子や家族・世代間の交流

クラブにおける地域の様々な人々とのふれあいを通して、親子や家族、世代間の交流が広がります。

⑤ 専門的な指導・一貫指導

学校の枠を超えた一貫した指導により、多くの人材のなかから優秀な選手を発掘し、長期的な視野に立って育てることができます。

⑥ 高齢者の生きがいづくり

高齢者にとって、定期的にクラブに通い、スポーツやおしゃべりを楽しむことは社会との接点をもつことになり、心身の健康維持に役立ちます。

⑦ 積極的な社会参加

地域の中から有能な人材を発掘して、その趣味や特技を生かせる場を増やすことは、人々の積極的な社会参加を促すことにつながります。

⑧ 情報発信拠点

クラブハウスに行けば、いつ、どこで、どんな活動を行っているかといった身近な情報を得ることができます。

⑨ 施設の有効利用

管理運営を委託されたクラブが、施設の利用方法の見直し・工夫をすることにより、住民にとって、より身近な施設となるでしょう。

⑩ 地域の活性化

すべての世代の人が身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができれば、地域全体に活気が生まれ、地域独自の文化形成につながります

(3) 市内の団体

●NPO 法人鴻巣ブレス総合型スポーツクラブ（会員数 180 名）

鴻巣市全域を対象として、平成 17 年度に設立され、平成 22 年度に法人格を取得。スポーツを「する」・「みる」・「ささえる」をコンセプトに地域のコミュニティの場として、子どもから高齢者まで誰もが地域の中でスポーツ活動や文化活動ができる環境づくりを目指しています。

<主なスポーツ教室等>

○小学生以下対象

- ・バスケットボール教室

○中学生以上対象

- ・バスケットボールクラブ

○一般対象

- ・ストレッチ教室
- ・エアロビクス教室

<会費等>

○入会金 1,000 円

1 教室 2,000～3,000 円／月 ※参加種目数に応じた割引制度があります。

●かさはらいいききスポーツクラブ（会員数 67 名）

主に笠原地域を対象として平成 18 年度に設立。

幼児から高齢者まで、幅広い世代の会員が様々なスポーツに親しんでいます。

<主なスポーツ教室等>

- ・健康体操教室
- ・グラウンドゴルフ教室
- ・吹矢教室
- ・バスケットボール教室

<イベント等>

- ・グラウンドゴルフ大会
- ・吹矢大会

<会費等>

- ・入会金なし
- ・会員以外の参加も可能

(4) 鴻巣市総合型地域スポーツクラブ設立時運営費補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 21 日告示

(趣旨)

第 1 条 この告示は、身近な地域で子どもから高齢者までが共にスポーツを楽しむ、ふれあうことのできる総合型地域スポーツクラブの設立時の運営に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和 54 年鴻巣市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす市内の団体とする。

- (1) 2 種目以上のスポーツ活動をしていること。
- (2) 2 種目以上の定期的なスポーツ教室を開催していること。
- (3) 子どもから高齢者までの多世代で会員が構成され、技術・技能に応じた活動ができること。
- (4) 地域住民である会員が、会費等により自主的に運営していること。
- (5) 専門の指導者により、指導が行われていること。
- (6) 会員の募集を随時行っていること。
- (7) 埼玉県から総合型地域スポーツクラブとして承認を受けていること。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、総合型地域スポーツクラブの事業及び運営に要する経費とする。ただし、食糧費は除く。

2 補助金の額は、補助事業に要する経費の 2 分の 1 以内の額とし、300,000 円を限度とする。

3 補助金の交付の対象となる期間は、総合型地域スポーツクラブを設立した年度又はその翌年度から 3 年を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする総合型地域スポーツクラブは、規則第 5 条で定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 役員名簿

(報告)

第5条 補助金の交付を受けた総合型地域スポーツクラブは、規則第11条で定めるところにより、補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(その他)

第6条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月15日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月6日告示第387号）

この告示は、公布の日から施行する。

5) 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会

(1) 令和7年度 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会役員

令和7年4月現在

役 員

	氏名	役職	所属・資格等
1	福 田 孝 一	会 長	公認パラスポーツ指導員
2	松 本 奈 津 子	副 会 長	公認パラスポーツ指導員 鴻巣市スポーツ推進委員
3	大 野 浩 美	副 会 長	公認パラスポーツ指導員
4	仁 科 広 子	理 事	公認パラスポーツ指導員 鴻巣市スポーツ推進委員
5	米 川 滋	理 事	公認パラスポーツ指導員
6	工 藤 奈 津 子	理 事	公認パラスポーツ指導員
7	向 後 善 一	理 事	公認パラスポーツ指導員
8	知 野 龍 三	理 事	公認パラスポーツ指導員 鴻巣市スポーツ推進委員
9	橘 永 江	理 事	公認パラスポーツ指導員 鴻巣市スポーツ推進委員
10	大 森 由 恵	監 事	公認パラスポーツ指導員
11	海老名 千恵子	監 事	公認パラスポーツ指導員 鴻巣市スポーツ推進委員

事 務 局

1	竹 井 豊	事務局 長	教育委員会スポーツ課
2	坂 野 上 宝	事務職員	教育委員会スポーツ課
3	酒 田 恵 理	事務職員	教育委員会スポーツ課
4	齋 藤 正 嗣	事務職員	教育委員会スポーツ課

(2) 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会会則

(平成24年 7月10日制定)

改正 平成27年 6月10日

改正 令和元年 5月30日

(名称)

第1条 本会は鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会(以下「本会」という。)と称します。

(目的)

第2条 本会は、鴻巣市における障がい者スポーツ指導者(以下「指導者」という。)の資質向上と指導者相互の連携を図り、もって障がい者スポーツの発展に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 指導者相互の情報交換に関すること。
- (2) 障害者スポーツ振興事業への協力に関すること。
- (3) 指導者の資質向上のための講習会・研修会の開催に関すること。
- (4) 障害者関係機関との連絡・調整に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会は、次の各号のいずれかに該当し、本会の目的に賛同する者を会員とします。

- (1) 公益財団法人日本障害者スポーツ協会が認定する公認障害者スポーツ指導者の資格を有し、鴻巣市に在住又は在勤、若しくは在学する者
- (2) 本会で推薦された者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとします。

- (1) 会長、副会長は、会員の互選によりこれを定めます。
- (2) 理事、監事は、会員の承認を得て会長が委嘱します。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、会務を総理し、本会を代表します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理します。
- 3 理事は、付議事項を審議決定し、会務を執行します。
- 4 監事は、会計を監査します。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げません。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会議)

第 9 条 本会に次の会議を置きます。

(1) 総会

(2) 役員会

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 4 総会に限り議決権を委任することができます。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。

(総会)

第 10 条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年 1 回開催します。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事の過半数の要求があったときは随時開催することができます。

- 2 総会は会長が招集し議長となり、次に掲げる事項を審議決定します。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 本会則で規定する事項
- (4) 本会則の改正に関すること
- (5) その他の重要事項に関すること

(役員会)

第 11 条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長が招集して議長となり、必要に応じ随時開催します。役員会は総会から委任された事項及び緊急事項の処理

その他会務の執行にあたります。

（会計年度）

第１２条 本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わります。

（経費）

第１３条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁します。

- （１）会費
- （２）補助金
- （３）寄付金
- （４）その他の収入

（事務局）

第１４条 本会の事務を処理するため、事務局を鴻巣市教育委員会教育部スポーツ課内に置きます。

２ 事務局に関する必要な事項は、別に定めます。

（委任）

第１５条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この会則は、平成２４年７月１０日より施行します。

この会則は、議決の日から施行し、平成２７年４月１日から適用します。

この会則は、令和元年５月３０日より施行します。

(3) 鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鴻巣市障がい者スポーツ指導者連絡会会則第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 事務職員 若干名

(職 務)

第3条 事務局長は会長の命を受けて事務局を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決処分することができる。

- (1) 予算の執行に関すること。
- (2) 物品の購入及び保管に関すること。
- (3) 通知、申請、届出、照会、回答、承認等に関すること。
- (4) 文書の発送及び収受に関すること。
- (5) その他軽易な事務処理に関すること。

附 則

この規程は、平成24年7月10日から施行する。

(参考資料)

社会教育関係団体と国・地方公共団体との関係

1. 社会教育の定義

<社会教育法第2条>

「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

2. 社会教育関係団体の定義 <社会教育法第10条>

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

3. 社会教育関係団体と文部科学大臣及び教育委員会との関係 <社会教育法第11条>

文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

4. 社会教育関係団体と国及び地方公共団体との関係 <社会教育法第12条>

国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

◎禁止される行為の具体例と禁じられない行為の事例

社会教育関係団体は、その方策、人事、会計、企画、指導及び事業の実施において全く地方公共団体と独立の自主的なものとして運営されるべきで、官庁としてはいかなる形においてもこれら特定の団体を権力で統制すべきものでない。これらの団体は、官庁の干渉を受けずに法令の定めるところに従って自主的に運営されるべきものである。

<禁止される行為>

- 1) 権力で統制すること。
- 2) 社会教育又は情報に関する計画の実施を押しつけること。
- 3) 教育委員会が主導的に各種団体又は施設の連合組織を結成すること。

<禁じられない行為>

- 1) 社会教育諸団体の要請により助言者としての立場をとること。
- 2) 官公庁が民間団体に対しある宣伝運動に参加するよう依頼すること。ただし、参加を承諾するかどうかはその団体の自由である。

スポーツ都市宣言

わたくしたちは、スポーツを通して、うるおいと活力ある鴻巣をつくるため、ここに『スポーツ都市』を宣言します。

1. スポーツに親しみ、健全な心と体をつくりましょう。
2. スポーツを通して、仲間をつくり、友情とふれあいの輪を広めましょう。
3. スポーツを通して、明るく豊かなまちをつくりましょう。

平成5年5月15日

鴻 巣 市